

令和4事業年度

独立行政法人国際協力機構 有償資金協力勘定

業務報告書

自 令和4年4月1日

至 令和5年3月31日

独立行政法人国際協力機構

法人番号 9010005014408

目次

1. 法人の長によるメッセージ	1
(1) 理事長メッセージ	1
(2) 令和4年度の主な事業実績	3
2. 法人の目的、業務内容	7
(1) 目的	7
(2) 業務内容	7
3. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）	9
4. 中期目標	10
(1) 概要	10
(2) 一定の事業等のまとめりごとの目標	10
5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等	11
6. 中期計画及び年度計画	14
7. 持続的に適切なサービスを提供するための源泉	16
(1) コーポレートガバナンスの状況	16
(2) 役員等の状況	17
① 役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴	17
② 会計監査人の氏名又は名称	20
(3) 職員の状況	20
(4) 重要な施設等の整備等の状況	23
① 当年度中に完成した主要施設等	23
② 当年度において継続中の主要施設等の新設・拡充	23
③ 当年度中に処分した主要施設等	23
(5) 純資産の状況	23
① 資本金の額及び出資者ごとの出資額	23
② 目的積立金の申請状況、取崩状況	23
(6) 財源の状況	23
(7) 環境社会配慮等の状況	24
8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策	26
9. 業績の適正な評価の前提情報	30
10. 業務の成果と使用した資源との対比	31
(1) 自己評価	31
(2) 主務大臣による過年度の総合評定の状況	33
11. 予算と決算との対比	34
12. 財務諸表	35
(1) 貸借対照表	35
(2) 行政コスト計算書	35
(3) 損益計算書	36
(4) 純資産変動計算書	36
(5) キャッシュ・フロー計算書	37

13. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報.....	38
(1) 貸借対照表	38
(2) 行政コスト計算書	38
(3) 損益計算書	38
(4) 純資産変動計算書	38
(5) キャッシュ・フロー計算書.....	38
14. 内部統制の運用に関する情報	40
15. 法人の基本情報	41
(1) 沿革	41
(2) 設立根拠法	41
(3) 主務大臣	41
(4) 組織図（令和5年3月31日現在）	42
(5) 事務所の所在地（令和5年3月31日現在）	43
(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の情報.....	45
(7) 主要な財務データの経年比較	45
(8) 翌年度に係る予算、収支計画及び資金計画	46
① 予算	46
② 収支計画	47
③ 資金計画	48
16. 参考情報	49
(1) 要約した財務諸表の科目の説明	49
① 貸借対照表	49
② 行政コスト計算書	49
③ 損益計算書	49
④ 純資産変動計算書	49
⑤ キャッシュ・フロー計算書	50
(2) その他公表資料との関係の説明	50
(別添) 関連会社及び関連公益法人等の情報.....	52

1. 法人の長によるメッセージ

(1) 理事長メッセージ

国際社会と協調して危機を乗り越え「人間の安全保障」の実現に取り組む

いま、私たちは歴史の転換期にいます。世界の地政学的競争の激化などにより、冷戦後の国際社会の安定と繁栄を支えてきた法の支配に基づく国際秩序が挑戦にさらされています。また、気候変動は過去と比べて、より具体的な問題として切実感を伴って認識されるようになりました。さらに、世界中で感染症、食料・エネルギー価格の高騰、債務問題などの危機が複合的に発生しています。このような複合的な危機は、全人類への脅威であるだけでなく、開発途上国の脆弱な人々により深刻な影響を与えています。その結果、2030年を期限とする持続可能な開発目標（SDGs）の達成が危ぶまれています。

世界が危機のなかにあるということは、日本人の生活も脅かされているということです。しかし、複雑に絡み合った課題を一国だけで解決することはできません。世界全体が協調して取り組む必要があります。とりわけ2023年は、G7議長国として日本には、こうした議論を力強く牽引することが求められています。国際社会が協調して課題に取り組まなければならない局面において、日本の開発協力の実施を担うJICAの役割はかつてないほど重要になっています。

このような認識の下、2022年度は一刻も早くJICAの活動をコロナ禍前の水準に戻すことを目指しました。私自身も世界13カ国を訪問し、相手国や国際機関などのリーダーらと議論し、パートナーとして、共にSDGsの達成に向けて協力することを確認しました。

2023年度は、2030年のSDGs達成に一步でも近づくために、さらに取り組みを強化します。新しい開発協力大綱の下、すべての人々が恐怖と欠乏から免れ、尊厳を全うすることができる「人間の安全保障」をJICA事業に通底する理念として協力を進めます。同時に、自然環境を損なうことなく格差の少ない持続的な成長を目指す「質の高い成長」を後押しします。

具体的には、法の支配、自由、民主主義、基本的人権の尊重などの普遍的価値に基づく国際秩序の維持に取り組めます。なかでも、ウクライナとその周辺国への支援を積極的に行うとともに、日本政府の外交政策である「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」のさらなる推進に向けた協力に力を入れます。

また、複合的な危機の影響を受けやすい脆弱な国や人々への支援や、気候変動、保健医療、防災など、地球規模の課題への取り組みを強化します。トルコをはじめとする自然災害に見舞われた地域の復旧・復興支援には、災害大国である日本の知見が役に立つと考えています。

こうした課題を解決するため、2021年に策定した「JICA グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）」を踏まえて事業を戦略的に進め、国際社会の平和と安定、そして繁栄の確保に貢献します。

一方、国内に目を転じると、少子高齢化が進み、国内の活力を維持するためにも外国人材の受入れが必要とされています。JICAは、これまでの協力を通じて培った開発途上国の人々とのネットワークや人材を活用し、選ばれる日本、共生社会の実現に貢献します。

JICA自身の改革も必要です。JICAは開発途上国のSDGs達成を支援する組織です。その名に恥じぬよう自らの組織運営も見直し、取り組みが不十分なところは迅速に改善するなど、サステナビリティ経営を推進します。これに向け、2023年4月には「サステナビリティ推進室」を設置し、組織内の体制を整備しました。

JICA は「信頼で世界をつなぐ」を組織のビジョンとして掲げています。さまざまなパートナーとの連携・共創を図り、コロナ禍のなかで弱まった人と人とのつながり、国と国とのつながりを回復・強化するとともに、新たなつながりも発見・創造することで、開発途上国との信頼を構築し、より良い世界の実現に貢献していきたいと思えます。



独立行政法人国際協力機構
理事長
田中明彦

(2) 令和4年度の主な事業実績

ウクライナ支援



カンボジア地雷対策センター（CMAC）でのALISの動作研修の様子。ALISを手にしたCMAC技術者（左）がウクライナ技術者（水色のシャツ）に対し実演指導をしている。

安全かつ効率的な地雷・不発弾除去には、地中にある爆発物の正確かつ迅速な探知が欠かせません。通常、爆発物探知には金属探知機を使いますが、探知機に反応した物体が爆発物であるか否かまでは判別できないため、一度掘り出して確認する必要があります（爆発物は一般的に探知した物体1,000個にひとつくらいの確率と言われています）。東北大学佐藤源之教授が開発したAdvanced Landmine Imaging System（日本製地雷探知機、ALIS）は、金属探知機と地中レーダーの組み合わせにより、地中の反応物が爆発物であるかを掘り出すことなく識別できるようにしたもので、爆発物探知の効率化・迅速化への貢献が期待されています。

日本の地雷除去技術をウクライナの安心と復興に：地雷・爆発物対策

ウクライナでは、地雷や爆発物が安全・安心な暮らしへの脅威、そして復旧・復興への障害となっています。このような困難に直面しているウクライナに対し、JICAは日本製地雷探知機「ALIS」の供与を進めるとともに、日本が長年にわたり協力してきたカンボジア地雷対策センター（CMAC）と連携し、ALISの操作研修をカンボジアにて実施しました。また、除去済爆発物の運搬に必要なクレーン付きトラックの供与に加え、地雷除去機等を含む無償資金協力案件を形成しました。JICAは今後もウクライナに寄り添いつつ、日本の技術・知見や、これまでの開発協力の経験を活かした協力を実施していきます。

科学技術



写真は、日本人研究者の指導のもとシャーガス病を引き起こす原虫（クルーズトリパノソーマ）を識別している様子。 [写真：濱口陽子]

シャーガス病はクルーズトリパノソーマという原虫により引き起こされる感染症で、世界保健機関（WHO）が指定する「顧みられない熱帯病」（Neglected Tropical Diseases：NTDs）の一つです。シャーガス病は生命にかかわる病気ですが、その形成メカニズムは明らかにされていません。また、現在使用されている治療薬は副作用が強いため、より副作用リスクの低い新規治療薬の開発が望まれています。

「シャーガス病制圧のための統合的研究開発プロジェクト」では、日本とエルサルバドル共和国の研究機関が協働し、病態形成にかかわる原虫側病原遺伝子の解析や、シャーガス病慢性期動物モデルの作製、新規治療薬の開発に取り組んでいます。プロジェクトを通して、エルサルバドル共和国の研究機関における研究開発能力が強化され、シャーガス病の研究が進むことで、臨床への応用が期待されています。

科学技術分野の取組紹介

近年、環境・エネルギー問題、食糧危機、感染症などの地球規模課題が複雑に絡み合い、深刻化しています。このような課題の解決には、既存の技術だけでなく、新たな技術・知見を獲得し、速やかに社会で応用していく必要があります。JICAは、2008年から、JST（科学技術振興機構）、AMED（日本医療研究開発機構）と共に、開発途上国との共同研究を通じ、その成果が社会で活用されることを目指す「地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム」（SATREPS）を実施しています。感染症分野では、特定の感染症の性質やメカニズムの解明、予防・診断・治療方法の確立、治療薬の開発に加え、民間での実用化、行政機関による政策・戦略への反映等、幅広いステージでの取り組みを実施しています。

気候変動



ベトナム南部ニントゥアン省の風力発電事業に対して、JICAは最大2,500万米ドルをプロジェクトファイナンスにより融資。写真は、稼働する風車の様子。

電力需要の拡大と気候変動対策の両立を図るため、世界では新興国も含めて、温室効果ガスの削減効果の高い再生可能エネルギーの導入を通じて、電力の安定供給実現を目指しています。JICAは、ラオスやベトナム、カンボジアにおいて、民間企業が実施する事業への融資を通じて気候変動対策を支援しています。写真のベトナム「ニントゥアン省陸上風力発電事業」は、年間およそ215,000トンのCO₂排出削減に寄与する見込みであり、同国の温室効果ガス削減目標に貢献します。また、2023年2月に融資契約を調印したラオス「モンスーン風力発電事業」は、同国初の民間企業による大規模風力発電事業であり、東南アジア最大の設備容量600MWを誇ります。融資は民間金融機関の資金も動員して行われます。国境を越えてベトナムへの売電を行うことで、外貨収入の拡大や現地での雇用促進、さらにメコン地域の連結性の強化に貢献します。

開発課題解決と気候変動対策の両立に向けて

JICAは開発途上国のパートナーとして、ネット・ゼロ社会への移行と気候変動に^{きょうじん}強靱な社会の構築を後押しし、パリ協定等の目標達成に向け貢献しています。各国の温室効果ガス（GHG）削減計画等を示す「自国が決定する貢献（NDC）」や長期低排出発展戦略等を踏まえ、気候変動対策の計画の策定や更新、モニタリングに必要な能力強化を通じ、パリ協定の実施を促進しています。また、各開発課題の解決（開発便益）と同時に、気候変動対策（気候便益）にも資するコベネフィット（共便益）・アプローチを積極的に進めています。特に、エネルギー、運輸交通、都市開発、自然環境保全、農業等において、気候変動対策の質・量の両面の拡充を図っています。

食料危機



写真は 2021 年にウガンダ東部の Bugweri 県の Musomesa Field School(「Musomesa」は現地語で「先生」を意味する。)デモサイトで、自分たちが準備した苗床で種まきの実践研修を受ける農家の様子。[写真：PRiDe Project Phase 2]

アフリカでは、新型コロナウイルス感染症、ロシアによるウクライナ侵攻、気候変動等の複合的な危機により、食料・農業生産が深刻な影響を受けています。これらの状況を改善するためには、食料・農業セクターの強靱性をより高めることが重要です。JICA は、中長期的な視点から「JICA アフリカ食料安全保障イニシアティブ」を展開しています。このイニシアティブの下では、アフリカにおける稲作振興 (CARD) や、小規模農家向けの市場志向型農業振興 (SHEP)、栄養改善に向けた食と栄養のアフリカ・イニシアティブ (IFNA) を中心に、気候変動の影響緩和策等を含めた協力に取り組んでいます。これらの協力を通じて、2030 年までに、約 2.5 億人が必要とするエネルギー量に相当する食料の生産と、27 万人の栄養改善の実現を目指します。また、TICAD8 での発表に基づいて 20 万人の農業人材育成を目指します。

パートナーと協働し、食と農業を通じた「人間の安全保障」を実現

世界の食料需要量は、2050 年に 2010 年比で 1.7 倍に増加する見通しです。8 億人に近い人々が十分な食料を得られず、食料の安全保障に向けた取り組みの強化が必要です。特に経済力が小さい途上国は国外から食料を輸入することが容易ではないため、国内で一定の食料を生産・供給する体制整備が重要です。また、世界の貧困・飢餓人口 (8.3 億人) の約 80%は農村部で生活しており、貧困層の 63%に当たる 5 億人が農業に従事しています。これを踏まえ、農業で生計を立てる、ビジネスとしての農業の推進が重要視されています。

JICA は、農村部の貧困削減の実現および食料安全保障の確保に向け、多様な協力パートナー等と連携しながら、包摂的なフードバリューチェーンの構築、稲作振興、小規模農家のための市場志向型農業、水産資源の管理・活用、畜産振興・家畜衛生強化、栄養改善等に取り組んでいます。

2. 法人の目的、業務内容

(1) 目的

独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）に基づき設立された独立行政法人で、開発途上地域等の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としています。

(2) 業務内容

日本が国際協力に取り組む意義

● 複合的危機に直面する世界

世界には開発途上国と呼ばれ、貧困や紛争といった問題を抱える国が多くあります。それらの国では、脆弱な保健医療体制による感染症の流行や環境汚染、教育や雇用機会の不足や格差が社会不安を招き、結果として、紛争につながる場合もあります。

こうした問題は、感染症のまん延や世界規模での環境破壊、紛争の深刻化に発展する可能性もあり、開発途上国だけの課題ではありません。今日においては、自国の利益だけを追求するのではなく、これらの世界共通の課題に取り組むことが求められています。

● 相互依存の世界

日本は生活や産業に欠かせないエネルギーの8～9割を、海外からの輸入に頼っています。また、食料自給率も40%を切り、穀物をはじめ、水産物、果実など多くを輸入に頼っています。

グローバル化した世界において、日本が資源や食料の多くを世界各国に依存しているように、もはや日本を含むどの国も、一国だけでは自らの平和と繁栄を確保できなくなっています。

● 世界のなかの日本の役割

日本も第二次世界大戦後の復興期には国際社会からの支援を受け、戦後の荒廃から経済成長を成し遂げました。黒部ダムや東海道新幹線など、日本の経済発展に必要不可欠だった経済インフラは、世界銀行からの支援で建設されたものです。また、2011年の東日本大震災に際しては、250を超える国・地域、国際機関から、支援物資や支援金・義援金などが届けられました。

1954年、日本は国際社会への貢献の手段として政府開発援助（ODA：Official Development Assistance）を開始しました。それ以来、ODAを通じた日本の国際協力は、国際社会の日本に対する深い信頼や大きな期待につながっています。このような信頼と期待に積極的に応えるためにも、JICAは、日本と開発途上国を結ぶ懸け橋として、日本の戦後復興の知恵と経験も生かしながら、開発途上国の自立と発展に協力していきます。

日本の ODA の中核を担う JICA

開発途上国の社会・経済の開発を支援するため、政府をはじめ、国際機関、NGO、民間企業などさまざまな組織や団体が経済協力を行っています。これらの経済協力のうち、政府が開発途上国に行う資金や技術の協力をODAといいます。

ODAはその形態から、二国間援助と多国間援助（国際機関への出資・拠出）に分けられます。

JICAは、日本の二国間援助の中核を担う、世界有数の開発援助実施機関です。開発途上国が抱える課題の解決に貢献するため、二国間援助の3つの手法、「技術協力」「有償資金協力」「無償資金協力」¹を中心としたさまざまな協力メニューを活用し、96カ所に上る海外拠点²を窓口として、世界の約150の国・地域で事業を展開しています。

また、JICAは、開発途上国と日本国内の地域の結節点として、日本の各地域に15カ所の国内拠点³を設置しています。地域の特性を生かした国際協力を推進するとともに、国際協力を通じた地域の発展にも貢献しています。



● 国際社会が取り組む「持続可能な開発目標（SDGs）」

2015年9月に国連で採択されたSDGsは、「誰一人取り残さない」を基本理念とし、2030年までに貧困を撲滅し持続可能な社会を実現することを目指す国際目標です。社会、経済、環境の3つを包括した17の目標と、それらを達成するための169のターゲットを設けています。先進国・開発途上国も含め、さまざまな立場の人々が協力して取り組むことが求められています。

JICAは、開発途上国の人々を中心に据えた協力を行う「人間の安全保障」の促進と、包摂的・持続可能で強靱性を備えた「質の高い成長」をミッションとして掲げています。2021年度にはSDGsの Prosperity（豊かさ）、People（人々）、Peace（平和）、Planet（地球）の切り口から、20の事業戦略「JICAグローバル・アジェンダ」を設定しました。日本のこれまでの発展や国際協力の経験を生かし、相手国の政府・人々はもちろん、国内外のさまざまなパートナーと協働して、JICAは開発途上国のSDGs達成に貢献します。

関連情報

[JICAウェブサイト](#) — [SDGsとJICA](#)

¹ 外交政策の遂行上の必要から外務省が実施するものを除く。

² 2023年7月現在。

³ 2023年7月現在。

3. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

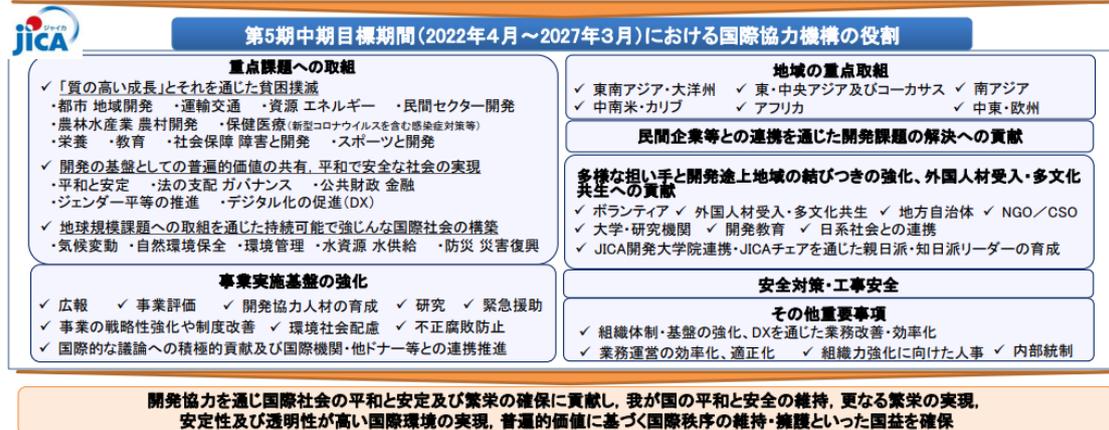
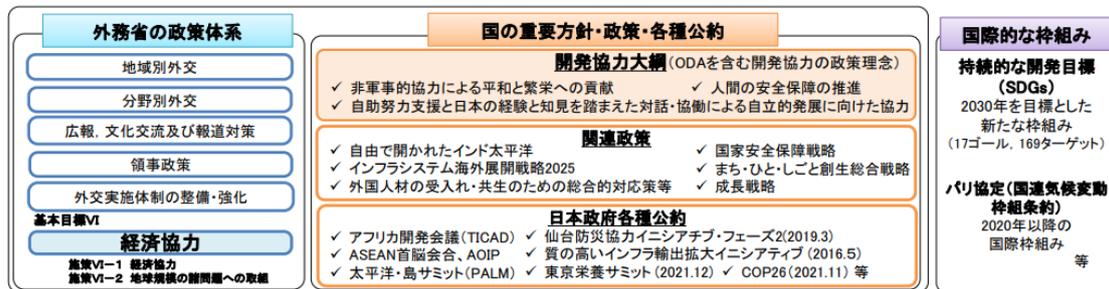
世界が直面する開発課題が多様化、複雑化、広範化しており、開発途上地域を含む世界各地のリスクは我が国を含む国際社会全体の平和と安定及び繁栄に直接的な影響を及ぼす状況となっています。また、新興国・開発途上地域を始めとする国際社会との協力関係を深化させ、その活力を取り込むことは我が国自身の持続的な繁栄にとって鍵となっています。

このような国内外の情勢を踏まえ、我が国は、平成27年9月に国連で採択された持続可能な開発のための2030アジェンダや平成28年11月に発効した気候変動対策の新たな国際的な法的枠組みであるパリ協定に基づき、民間企業、地方自治体、NGO/市民社会組織（CSO）を含む国際社会と連携して、開発課題の解決に向け具体的な行動を取ることが必要です。

外務省の政策体系においては、地域横断的な政策分野別の目標を掲げる中、その目標の1つに「経済協力」を位置づけています。当法人は、開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的として設置された開発協力機関であり、我が国の開発協力の実施の中核を占めます。当法人には、開発協力大綱が示す政策を実現し、国家安全保障戦略、成長戦略、インフラシステム海外展開戦略2025、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策等政府の重要政策へ適切に貢献するとともに、開発協力の実施を通じて、政府、関係機関、民間企業等と連携し、我が国企業の海外展開や地方をはじめとする日本社会の国際化・活性化にも貢献することが期待されます。

（出典：独立行政法人国際協力機構中期目標⁴）

独立行政法人国際協力機構の政策体系図



⁴ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000014487.pdf>

4. 中期目標

(1) 概要

中期目標は、法人が3年以上5年以下の期間において達成すべき業務運営に関する目標として、主務大臣が定めるものです。令和4年度より開始した当法人の第5期中期目標（令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間）では、持続可能な開発目標（SDGs）等の国際的な枠組みと開発協力大綱を基に、4つの開発課題（インフラ・経済成長、人間中心の開発、普遍的価値・平和構築、地球規模課題）、6つの地域、多様な主体との連携や国際的な議論への貢献等に関する目標を設定しています。これらに加え、事業を支える組織、業務基盤の強化や効率的な運営、安全対策、内部統制等についても具体的に定めています。

詳細については、当法人の中期目標をご覧ください（脚注4を参照）。

(2) 一定の事業等のまとまりごとの目標

一定の事業等のまとまりごとの目標は、以下のとおりです。

- 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保
- 開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進
- 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現
- 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築
- 地域の重点取組
- JICA 開発大学院連携・JICA チェアを通じた親日派・知日派リーダーの育成
- 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献
- 多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化及び外国人材受入・多文化共生への貢献
- 事業実施基盤の強化

5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

JICAは、4つの切り口の下、20の「JICAグローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）」を策定し、中長期的な目標や取り組みを明確にすることで事業の戦略性を強化します。

さらに、それらの目標などを国内外の幅広いパートナーと共有することによって、連携や共創を進め、開発効果の最大化を目指します。

● 世界が直面する、複雑で深刻な課題

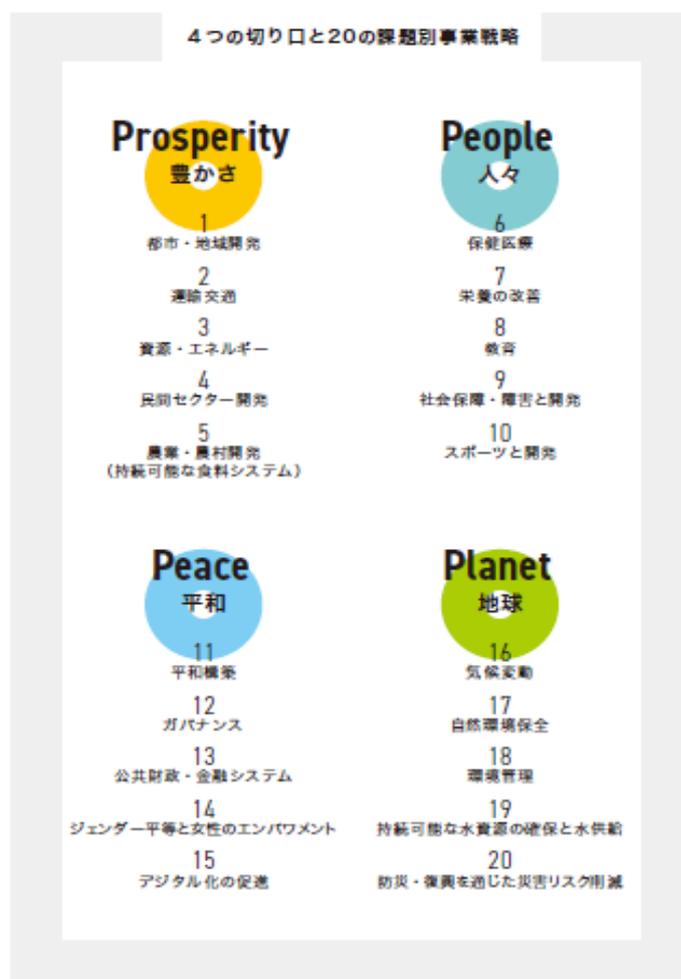
経済的な豊かさと人々の尊厳を追求してきた世界は、気候変動などのすべての生命の生存が脅かされる問題や、新型コロナウイルス感染症、頻発する紛争といった困難に直面しています。これらのグローバルな課題に対しては、国際社会が目標を共有し、多様な力を結集して取り組む必要があります。

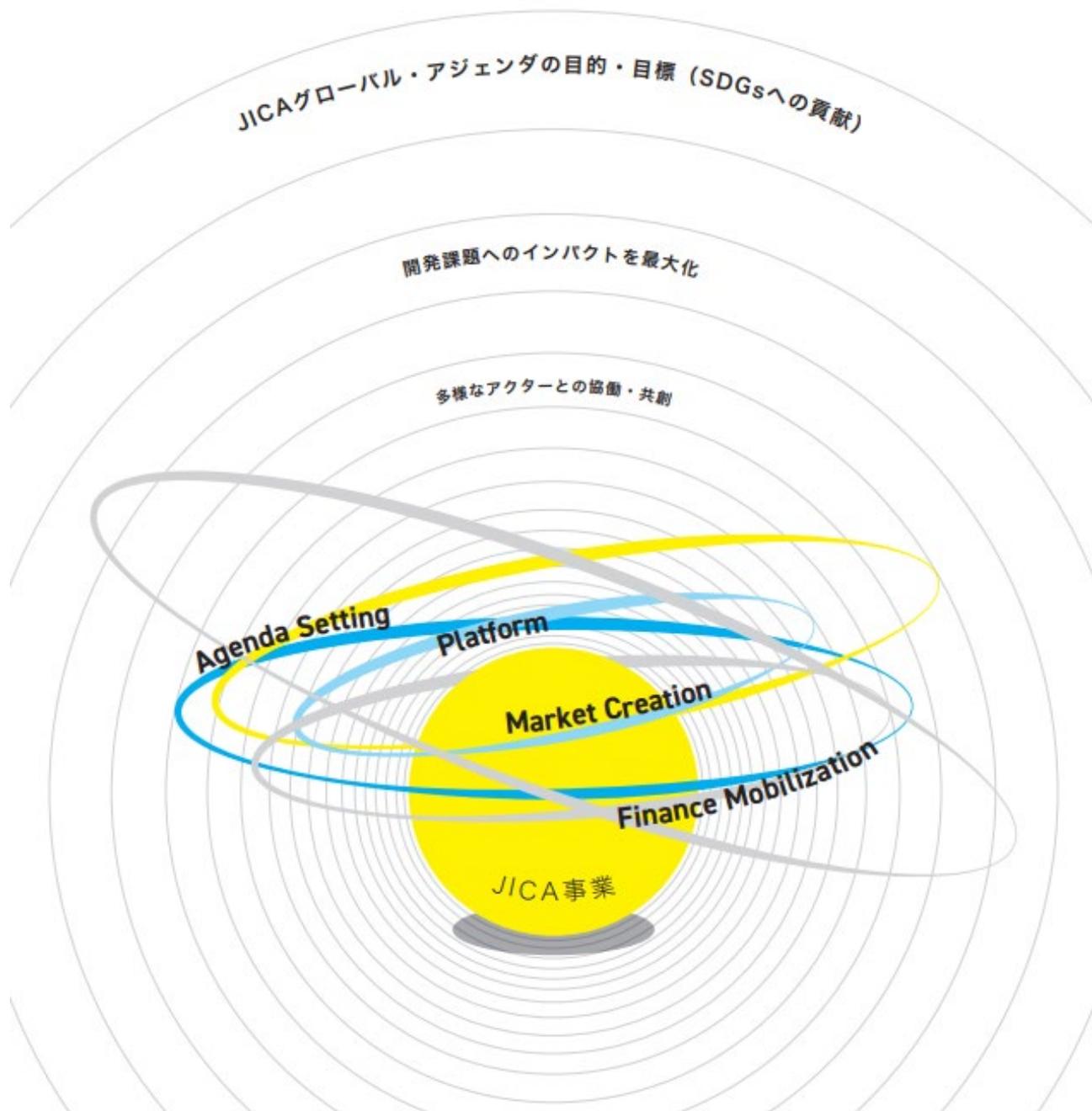
JICAは、SDGs達成や地球規模課題解決に貢献し、「人間の安全保障」「質の高い成長」というミッションを果たすべく、多様なパートナーと取り組むため、2021年度に、4つの切り口（Prosperity、People、Peace、Planet）の20の課題別事業戦略から成るJICAグローバル・アジェンダを設定しました。

● 協働・共創を推進

SDGsへの関心の高まりなどを背景に、民間企業、研究機関、市民団体などに開発協力の担い手が広がっています。JICAはこれらのさまざまなステークホルダーと、JICAが実現を目指す中長期的な価値を共有し、共に課題解決に取り組めます。

協働を推進するために、多様なパートナーが集う場としてのプラットフォームを構築、またはそれに参加し、知識・アイデア、人材などさまざまなリソースを活用した共創を促進します。さらに、資金動員や民間企業のビジネス参加を促進する環境整備に取り組み、課題解決に向けた大きな「うねり」を誘導します。





インパクトの最大化に向けたJICAの役割

Agenda Setting	Platform	Market Creation	Finance Mobilization
未来に向けて 共に達成すべき目的・目標 を設定します	多様な人や情報が集まり 共創する場をつくれます	ビジネスの機会を 創出します	課題解決のために 資金を動員します

組織・業務運営の改善への取り組み

JICAは、中期目標・計画に基づき、組織・業務運営の改善に取り組んでいます。

● 戦略的な事業運営のための組織基盤づくり

2022年度は、サステナビリティ委員会を設置しました。この委員会では、サステナビリティに関わる組織全体の方針、戦略、推進体制、組織運営、事業運営、情報開示に関わることなどを審議します。この委員会を軸として、社会からの期待や要請に応え、事業機会を着実にとらえ、他の開発パートナーなどと広く共創し、事業インパクトを拡大させていくために、組織横断的に連携してサステナビリティ関連活動を推進しています。また、2022年2月のロシアによるウクライナ侵攻を受けた同国や周辺国への支援業務などを集中的に担うため、ウクライナ支援室を設置しました。さらに、調達業務改革の一層の促進等を目的として、調達推進担当特命審議役並びに調達・派遣業務部内に調達推進第一課及び調達推進第二課を設置しました。

● 業務運営の効率化、適正化

JICAは、日本の開発協力に対する内外の期待や要請に機動的に対応するため、業務運営の合理化に向け、固定的経費の削減などによる経費の効率化、人件費管理の適正化、保有資産の必要性の見直しなどを進めています。

6. 中期計画及び年度計画

当法人は、独立行政法人通則法に基づき、中期目標を達成するための中期計画と同計画に基づく年度計画を作成しています。中期計画と令和4年度に係る年度計画の概要は以下のとおりです。なお、令和4年度も令和3年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の動向に留意し、機動的かつ柔軟に対応することといたしました。詳細については、当法人の中期計画及び年度計画をご参照ください。

中期計画	2022年度（令和4年度）計画
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	
(1) 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）	
ア	都市・地域開発
イ	運輸交通
ウ	資源・エネルギー
エ	民間セクター開発
オ	農林水産業・農村開発
(2) 開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）	
ア	保健医療
イ	栄養
ウ	教育
エ	社会保障・障害と開発
オ	スポーツと開発
(3) 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現	
ア	平和と安定
イ	法の支配・ガバナンス
ウ	公共財政・金融
エ	ジェンダー平等の推進
オ	デジタル化の促進（DX）
(4) 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築	
ア	気候変動
イ	自然環境保全
ウ	環境管理
エ	水資源・水供給
オ	防災・災害復興
(5) 地域の重点取組	
ア	東南アジア・大洋州地域
イ	東・中央アジア及びコーカサス地域
ウ	南アジア地域
エ	中南米・カリブ地域
オ	アフリカ地域
カ	中東・欧州地域
(6) JICA 開発大学院連携・JICA チェアを通じた親日派・知日派リーダーの育成	
(7) 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献	
(8) 多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化及び外国人受入・多文化共生への貢献	
ア	JICA ボランティア事業（JICA 海外協力隊）
イ	外国人材受入・多文化共生
ウ	地方自治体との連携
エ	NGO/CSO との連携

オ	大学・研究機関との連携
カ	開発教育
キ	日系社会との連携
(9)	事業実施基盤の強化
ア	広報
イ	事業評価
ウ	開発協力人材の育成
エ	研究
オ	緊急援助
カ	事業の戦略性強化や制度改善
キ	国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進
ク	環境社会配慮
ケ	不正腐敗防止
2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	
(1)	組織体制・基盤の強化、DX の推進を通じた業務改善・効率化
(2)	業務運営の効率化、適正化
ア	経費
イ	人件費
ウ	保有資産
エ	調達
3. 財務内容の改善に関する事項	
4. 安全対策・工事安全に関する事項	
5. その他業務運営に関する重要事項	
(1)	内部統制
ア	内部統制の整備及び運用
イ	組織運営に係るリスクの評価と対応
ウ	内部監査の実施
エ	機構内及び外部からの情報伝達体制の確保
オ	情報セキュリティへの対応
6. 予算、収支計画及び資金計画（有償資金協力勘定を除く。）	
7. 短期借入金の限度額	
8. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	
9. 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	
10. 剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）	
11. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
(1)	施設及び設備に関する計画
(2)	組織力強化に向けた人事
(3)	積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項（独立行政法人国際協力機構法第31条第1項及び法附則第4条第1項）
(4)	中期目標期間を超える債務負担
	—

7. 持続的に適切なサービスを提供するための源泉

(1) コーポレートガバナンスの状況

内部統制

JICAは、業務の有効性・効率性を向上させ、法令等を遵守し、「独立行政法人国際協力機構法」に定められた目的を達成するため、内部統制システムを含めたコーポレートガバナンス体制を整備し、事業に取り組んでいます。

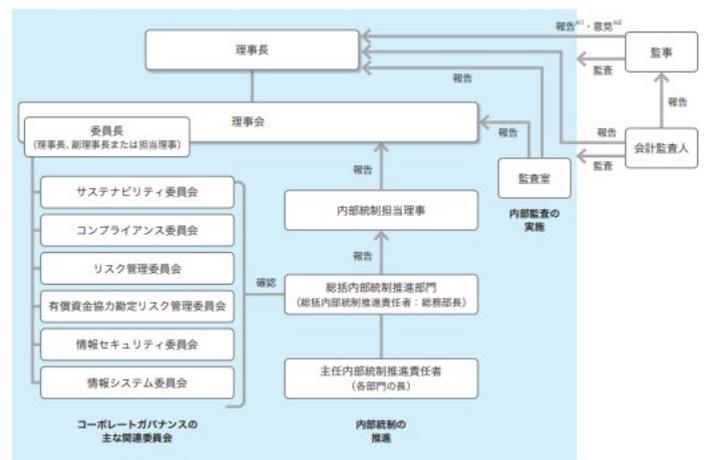
具体的には、「独立行政法人通則法」に定める内部統制を推進するべく、JICAを代表しその業務を総理する理事長の下、総務部担当理事を内部統制担当理事とし、総務部長を総括内部統制推進責任者とした内部統制推進体制を整備しています。この体制下、内部統制の推進状況をモニタリングし、内部統制上の重要事項を取りまとめるとともに、その結果について理事会に報告します。

また、独立部門として監査室を設置し、業務が適正かつ効率的に遂行されるように内部監査を実施しています。さらに、監事監査や会計監査人監査を受け、その監査結果を踏まえて必要な業務改善を行うことで、ガバナンスの質を確保しています。

そのほか、内部統制に関する内部規程を整備するとともに、業務の方法について基本的事項を定めた「独立行政法人国際協力機構業務方法書」を整備し、また、内部統制の取り組み方針を「JICAにおける内部統制」として取りまとめ・公開することで、内部統制に関する意識向上と取り組み強化に努めています。

重要な内部統制に関連する事項については、委員会を設置し、審議などを行っています。また、法令違反などの早期発見と未然防止を主な目的とし、内部通報窓口と外部通報窓口を設置し、運用しています。

「JICAのコーポレートガバナンス」



※1 監査報告は理事長を經由して主務大臣に提出されます。
※2 主務大臣にも意見を提出することができます。

情報セキュリティ・個人情報保護

JICAでは、情報セキュリティ・個人情報保護に係る規程類を整備し、これらの遵守に取り組んでいます。

情報セキュリティについては、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」（令和3年度版）を踏まえて内部規程を定め、対策を推進しています。また、次期の情報システム基盤や情報通信網の整備に向けて、サイバー攻撃などのリスクへの対策の充実を検討しています。

個人情報保護については、引き続き「個人情報の保護に関する法律」（平成15年5月30日法律第57号）の改正に伴い、内部規程を改正しました。また、欧州連合（EU）「一般データ保護規則（GDPR）」の新しい標準契約条項（SCC）への対応を行っています。

情報セキュリティ・個人情報保護の重要性が一層高まるなか、役職員等向けの訓練・研修や、情報セキュリティ事案発生時の即時対応チーム（CSIRT）の体制強化など、運用面の強化にも引き続き取り組んでいます。

関連情報

JICAウェブサイトー[個人情報保護制度](#)

情報公開

JICAでは、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づき、JICAウェブサイトなどで、組織・業務・財務に関する情報、その評価・監査に関する情報、調達・契約に関する情報、関連法人に関する情報などを公開しています。

関連情報

JICAウェブサイトー[情報公開](#)

(2) 役員等の状況

① 役員の名、役職、任期、担当及び経歴

(令和5年3月31日現在)

役職	氏名	任期	担当	経歴
理事長	田中明彦	自 令和4年4月1日 至 令和9年3月31日		昭和59年4月 東京大学教養学部助教授 平成21年4月 東京大学副学長 平成24年4月 国際協力機構理事長 平成27年10月 東京大学東洋文化研究所教授 平成29年4月 政策研究大学院大学長
副理事長	山田順一	自 令和2年5月23日 至 令和6年5月22日		昭和57年4月 海外経済協力基金採用 平成25年10月 独立行政法人国際協力機構 上級審議役 平成29年10月 国際協力機構理事

理事 (常勤)	横山正	自 令和元年10月1日 至 令和5年9月30日 (再任)	財務部 審査部 金融リスク管理業務 管理部	昭和63年4月 大蔵省入省 令和元年7月 財務省大臣官房企画調整主幹
理事 (常勤)	中澤慶一郎	自 令和2年5月23日 至 令和5年9月30日 (再任)	東南アジア・大洋州部 南アジア部(南アジア第二課、南アジア第三課を除く。) 民間連携事業部 インフラ輸出業務の支援 企画部業務の支援	昭和62年4月 海外経済協力基金採用 平成30年6月 独立行政法人国際協力機構 企画部長
理事 (常勤)	柴田裕憲	自 令和2年7月1日 至 令和5年9月30日 (再任)	総務部 情報システム部 (CIO) 広報部 人事部 企画部	昭和62年4月 外務省入省 平成30年9月 経済産業省大臣官房審議官 (通商戦略担当)
理事 (常勤)	小野寺誠一	自 令和3年7月1日 至 令和5年9月30日 (再任)	社会基盤部 地球環境部 インフラ技術業務部	昭和63年4月 建設省入省 令和元年7月 国土交通省 大臣官房参事官 (グローバル戦略)
理事 (常勤)	井本佐智子	自 令和3年10月1日 至 令和5年9月30日	南アジア部(南アジア第二課、南アジア第三課) 東・中央アジア部 人間開発部 経済開発部	平成5年4月 国際協力事業団採用 令和2年4月 独立行政法人国際協力機構 広報室長
理事 (常勤)	安藤直樹	自 令和4年10月1日 至 令和6年9月30日	アフリカ部 中東・欧州部 資金協力業務部 企画部業務の支援	昭和62年4月 国際協力事業団採用 令和2年5月 独立行政法人国際協力機構 企画部長

理事 (常勤)	宮崎桂	自 令和4年10月1日 至 令和6年9月30日	中南米部 ガバナンス・平和 構築部 評価部 青年海外協力隊事 務局 国際緊急援助隊事 務局	平成4年1月 国際協力事業団採用 令和2年10月 独立行政法人国際協力機構 ガバナンス平和構築部長
理事 (常勤)	井倉義伸	自 令和4年12月1日 至 令和6年11月30日	安全管理部 国内事業部 調達・派遣業務部 労務及び福利厚生 業務	昭和61年4月 国際協力事業団採用 平成31年2月 独立行政法人国際協力機構 人事部長
監事 (常勤)	佐野景子	自 令和4年7月1日 至 ※参照		平成8年1月 国際協力事業団採用 令和3年2月 独立行政法人国際協力機構 経済開発部長
監事 (常勤)	関口典子	自 令和4年7月1日 至 ※参照		平成6年3月 公認会計士登録 平成22年11月 関口典子公認会計士事務所 代表
監事 (非常勤)	赤羽貴	自 令和4年12月1日 至 ※参照		平成元年4月 弁護士登録、アンダーソ ン・毛利・ラビノウイツ 法律事務所入所 平成11年10月 アンダーソン・毛利・友常 法律事務所 パートナー

なお、独立行政法人国際協力機構法第7条に基づく役員の数並びに同法第9条及び独立行政法人通則法第21条に基づく役員の任期は次のとおりです。

役職	定数	任期
理事長	1人	任命の日から当該任命の日を含む中期目標の期間の末日まで
副理事長	1人	4年
理事	8人以内	2年
監事	3人	※任命の日から対応する中期目標の期間の最後の事業年度についての財務諸表承認日まで

② 会計監査人の氏名又は名称

EY 新日本有限責任監査法人

(3) 職員の状況

常勤職員は令和4年度末において1,968人（前期末比13人増加）であり、平均年齢は43.61歳（前期末43.28歳）となっています。このうち、国等からの出向者は30人、令和5年3月31日退職者は52人です。

● 人材の確保

JICA事業の現場で活躍する専門家は、「国際キャリア総合情報サイト PARTNER」⁵を通じた公募や関係機関からの推薦審査、公示（コンサルタント契約）により選ばれています。海外拠点で事業形成や実施監理を担う企画調査員は、すべてPARTNERを通じて募集しています。また、専門分野における卓越した知見を生かし、事業の質の向上に貢献する国際協力専門員や特別嘱託の確保に努めています。

● 将来を見据えた人材の養成

将来の開発協力人材の養成を目的として、JICAはさまざまなプログラムを提供しています。

例えば、JICAインターンシップ・プログラムでは大学生、大学院生、社会人を対象に実務機会を提供しています。ジュニア専門員は、将来の専門家を養成する制度で、中長期的にニーズの高い分野で一定の専門性と経験を有する人材に対して研修を行っています。また、即戦力となる人材の養成を目的として、国際協力の潮流や新たな課題に関する知識習得を目指す能力強化研修や、海外拠点への赴任前の研修も実施しています。

前述のPARTNERでは、国際機関、開発コンサルタント、NGO/NPO、地方自治体、大学、民間企業など、幅広い実施主体の求人・インターン情報、研修・イベント情報を一元的に発信し、開発協力業界の人材プラットフォームとして活用されています。

⁵ [PARTNER 国際キャリア総合情報サイト \(jica.go.jp\)](http://partner.jica.go.jp)

2022年度の実績

人材確保	国際協力専門員 100名	特別嘱託 69名	公募・推薦審査による専門家 (企画調査員は含まず) 419名 ^{※2}	
人材養成	インターンシップ・プログラム 119名	ジュニア専門員 36名	能力強化研修 554名	専門家赴任前研修 192名
国際協力キャリア 総合情報サイト PARTNER ^{※1}	PARTNER登録者数 (累計) 72,491名	PARTNER登録団体数 (累計) 2,351団体	求人、 研修・セミナー情報提供件数 3,931件	キャリア相談件数 202件

※1 詳しくは <https://partner.jica.go.jp/> をご覧ください。

※2 公募・推薦審査による専門家(短期・長期)のうち2022年度中に新規派遣された延べ人数。業務実地期間コンサルタントの専門家等は含まれません。

● 多様な人材が開発協力のプロとして活躍する組織を目指して

JICAの仕事は開発途上国を中心とした海外への転勤や出張を伴うため、キャリアと生活の両立により一層の工夫が求められます。さまざまな志や背景を持つ多様な人材が、JICAのミッションに共感し、開発協力のプロとして力を結集し、安心して働きながら、より高い付加価値を生み出せるような取り組みが必要です。

そのために、働く環境の整備に加え、互いに認め合いながら助け合い、相互の成長を促す組織文化づくりや、一人ひとりの能力と主体性を引き出す人材養成に取り組んでいます。

● 働き方改革の推進

JICAは、働き方の柔軟化、仕事と家庭生活の両立支援、残業の抑制などに取り組んでおり、2018年には、総務省「テレワーク先駆者百選」に公的機関として唯一選出されるなど、対外的にも高い評価を受けています。

2022年度も新型コロナウイルスの感染防止策を十分に講じながら、開発途上国と日本社会に対する責務を果たしていくべく、リモート業務の環境整備、在宅勤務制度の改定、就業時間の弾力化などを実施し、柔軟な働き方を推進しました。

● ダイバーシティ&インクルージョンの実現に向けて

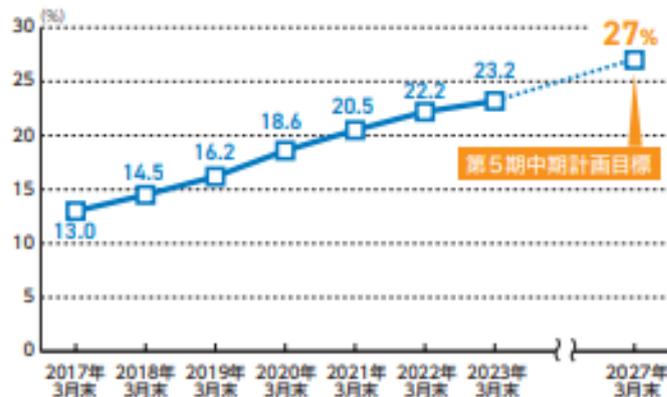
JICAは、女性がより一層指導的な役割を担い、活躍できる環境の整備に力を入れています。女性管理職比率は、第4期中期計画（2017年4月～2022年3月）で掲げた目標（20%以上）と、日本政府が定めた独立行政法人等全体の目標（2021年3月までに15%）を早期に達成し、2023年3月末時点で23.2%となりました。第5期中期計画期間（2022年4月～2027年3月）では、目標値を27%と定めています。

また、職員一人ひとりがさまざまな支援制度を活用して、ライフイベントとキャリアの両立に取り組んでいます。育児休業を取得した後に子女を帯同して海外赴任する女性職員は常時30名程度おり、男性職員の育児休業取得、男女問わず利用可能な育児時短勤務制度の活用も進んでいます。特に、男性職員の育児休業取得率は年々上昇しており、2022年度は約40%に達しました。

介護などを巡る情報提供を目的とした「生活設計セミナー」や「介護について話す会」を定期的に開催し、それぞれの状況に合った介護休業や介護休暇制度、外部サービスの活用による仕事と介護の両立も支援しています。加えて、障害のある職員等も積極的に雇用し、意見交換会や全スタッフ対象の社内研修などを通じて、障害のある職員等にとって働きやすい職場づくりに努めています。

海外の拠点で採用された現地職員の育成にも力を入れており、現地での研修や日本での業務従事機会の提供を進めています。

女性管理職比率の推移



● OJT と主体性・自律性を重視する人材育成

JICAでは、日々の業務を通じて成長を促すOJT (On the Job Training) を重視しています。新卒採用職員には、教育担当と日常指導担当を配置し、業務についての指導に注力しつつ、海外に多くの現場を持つJICAならではの制度として、新入職員を海外に数カ月間、派遣する海外OJTにより、「現場力」の醸成を図っています。

さらに、新規採用職員が1日でも早く業務に慣れ、活躍できるよう、社会人採用職員に対するメンター配置を進めているほか、職員全員が習得すべきコアスキルをいつでも学べる「JICAアカデミー」も開講しています。

また、所属部署以外の業務に従事する「10%共有ルール」や、関心がある業務を体験する「社内インターン研修制度」、組織内公募による異動ポストの拡充などにより、職員の主体性を重視しつつ、自律的なキャリア形成を後押ししています。年次や役職などに応じたリーダーシップやマネジメントの研修、休職して学位を取得する長期研修制度、他組織での業務経験を通じて能力を伸ばす出向・研修制度も実施しています。

(4) 重要な施設等の整備等の状況

① 当年度中に完成した主要施設等

なし

② 当年度において継続中の主要施設等の新設・拡充

なし

③ 当年度中に処分した主要施設等

なし

(5) 純資産の状況

① 資本金の額及び出資者ごとの出資額

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	8,249,188	47,090	-	8,296,278
資本金合計	8,249,188	47,090	-	8,296,278

② 目的積立金の申請状況、取崩状況

なし

(6) 財源の状況

財源の内訳

有償資金協力業務の財源構造は以下のとおりとなっております。

(単位：百万円)

借入先及び借入額の状況	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	当初計画	実績	当初計画	実績	当初計画	実績	当初計画	実績
財政融資資金借入金	485,200	231,900	754,200	667,500	614,400	524,100	1,024,700	1,024,700
債券発行	144,000	60,000	146,000	113,495	204,000	123,271	198,000	194,841
回収金等によるその他自己資金	718,990	748,651	698,360	606,317	634,580	693,788	651,210	523,271
政府一般会計からの出資金	46,810	67,310	51,440	51,440	47,020	47,020	47,090	47,090
合計	1,395,000	1,107,861	1,650,000	1,438,752	1,500,000	1,388,178	1,921,000	1,789,902

(単位：百万円)

事業計画及び実績推移	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	当初計画	実績	当初計画	実績	当初計画	実績	当初計画	実績
円借款	1,341,500	1,086,126	1,594,000	1,355,986	1,440,000	1,286,023	1,831,000	1,690,407
海外投融资	53,500	21,735	56,000	82,766	60,000	102,155	90,000	99,496
合計	1,395,000	1,107,861	1,650,000	1,438,752	1,500,000	1,388,178	1,921,000	1,789,902

令和2年度計画は当初予算ベースではなく補正予算第1号（令和2年4月30日成立）及び第3号（2021年1月28日成立）を反映したものの。

令和4年度計画は当初予算ベースではなく補正予算第2号（令和4年11月8日成立）を反映したものの。

(7) 環境社会配慮等の状況

JICAは「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（以下、「ガイドライン」）と「国際協力機構環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」（以下、「異議申立手続要綱」）に基づき、環境社会配慮確認を行っています。

● **ガイドラインと異議申立手続要綱のポイント**

JICAは、協力事業が自然環境や社会環境に与える影響を抑え、持続可能な開発が行われるよう、ガイドラインを定めています。事業実施に際しては、このガイドラインの下、相手国等のプロジェクトが環境や地域社会に与える影響を回避または最小化し、受け入れることができないような影響をもたらすことがないように、相手国等による適切な環境社会配慮の確保の支援と確認を行います。また、現地の住民からの異議を受け付け、ガイドラインが遵守されていないおそれがある場合には、調査・調整する異議申立制度を整備しています。

2022年1月に12年ぶりにガイドラインを改正し、気候変動への対応として温室効果ガス総排出量の推計や公表の取り組みを盛り込みました。また、事業計画の早期の段階で対外情報発信・対話を促進し、開発効果をより迅速に発現させることを目指し、環境アセスメント報告書の情報公開の要件を見直しました。さらに、影響を受ける現地の人々の環境社会配慮確認プロセスへの適切な参加が確保されるよう、世界銀行などの国際機関の対応を踏まえ、従来の取り組み指針を拡充・見直しています。

ガイドラインの改正に併せて、異議申立手続要綱についても、異議申立審査役の独立性・中立性の明確化、十分な調査期間の確保、申立要件の見直しによるアクセス向上などの観点から改正しました。

● 環境社会配慮確認のプロセスと透明性の確保

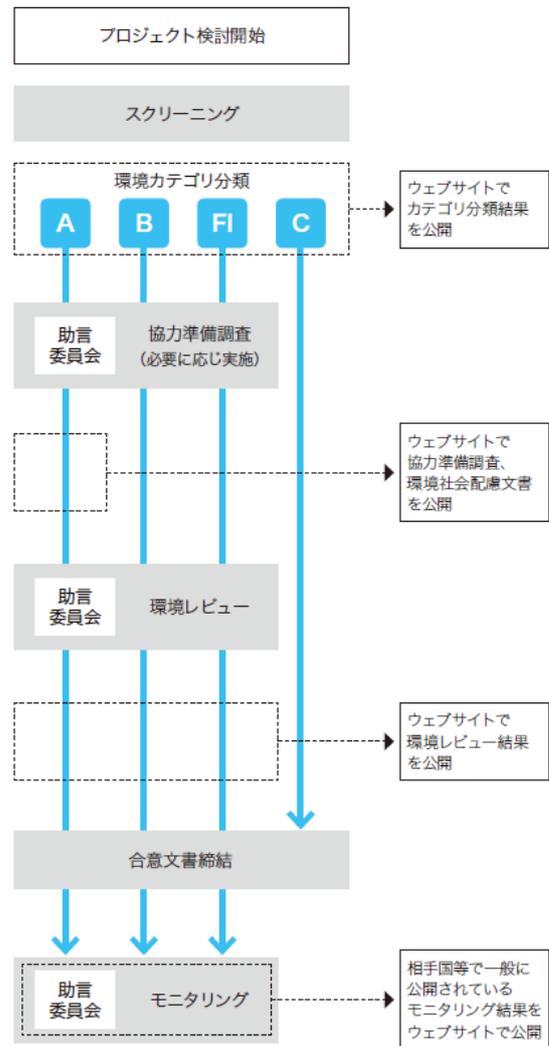
環境社会配慮確認のプロセスは、①環境や社会への影響度合いに応じて4つのカテゴリに分類する「スクリーニング」、②事業実施を決定する際に環境社会配慮の確認を行う「環境レビュー」、③事業実施から完了後まで環境や社会への影響を調査する「モニタリング」の3つの工程から成ります [➡図を参照ください]。

各工程において、説明責任と多様なステークホルダーの参加を確保するため、環境社会配慮に関する情報公開を相手国等の協力の下で積極的に行っています。

その一環として、公募で選ばれた外部専門家から成る「環境社会配慮助言委員会」を常設し、協力事業における環境社会配慮の支援と確認に関する助言を得ています。さらに、透明性と説明責任を確保するため、同助言委員会の議事録や相手国等が作成した環境社会配慮に関する文書を公開しています。

関連情報

JICA ウェブサイトー [気候変動・環境への取り組み](#)



8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

コンプライアンス・リスク管理

● JICAのコンプライアンス・ポリシー

- ①独立行政法人として、業務内容及び財務基盤の両面にわたり、運営の透明性・公正性を高め、国民の信頼を確保します。
- ②開発援助により国際経済社会の健全な発展に寄与し、国際社会における信頼を確保します。
- ③開発途上地域のニーズに応え、機動的に質の高い業務を実現します。
- ④業務遂行に当たり、自然環境及び社会環境に配慮します。
- ⑤広く社会とのコミュニケーションを図り、透明性の高い組織風土を保ちます。

● コンプライアンス

JICAは、日本のODAの実施機関として、法令やルールへの順守はもちろん、社会的規範に則して、国民や国際社会の期待に応えることが重要です。

コンプライアンス体制の適切な確保のために、役職員やODA事業の関係者を対象とする規程やガイドラインなどを設けています。なかでも、「独立行政法人国際協力機構コンプライアンスに関する規程」においては、役職員のコンプライアンス意識の醸成、業務運営の公正性の確保を目的として、事故報告、内部通報、外部通報といった各種制度や、コンプライアンス委員会の設置について定めています。また、JICAの関連事業で贈収賄などの不正行為が行われないよう、不正腐敗情報相談窓口などによる不正腐敗防止にも取り組んでいます。

● リスク管理

中期計画などの組織の目標や計画を効果的・効率的に達成するにあたって、業務実施の障害となる要因をリスクと定義し、リスクへの対応体制を確保のうえ、事業の確実な実施を目的にリスクの特定・評価と対応を行っています。

各部署では、毎年度自らの部署の業務に関わるリスクを特定し、組織や業務への影響を評価のうえ、当該リスクの低減に取り組んでいます。内部統制担当理事を委員長として開催する「リスク管理委員会」において、リスクの評価とリスクへの対応に必要な事項を確認・検討することによって組織的な対応を強化しています。

金融リスク管理

有償資金協力業務（円借款、海外投融資）の実施にあたっては、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスクなどのリスクを伴います。リスクの内容や大きさ、あるいは対処の方法は一般の金融機関と異なりますが、JICAでは一般の金融機関のリスク管理手法を援用した円借款債権などの適切な管理が重要と考えています。

具体的には、有償資金協力業務におけるリスク管理を組織的に対応すべき経営課題と位置づけ、「独立行政法人国際協力機構有償資金協力勘定統合的リスク管理規程」を策定し、同規程のなかで、有償資金協力勘定が業務の過程でさらされているさまざまなリスクを識別、測定、モニタリングし、業務の適切性や適正な損益水準の確保を図ることを目的と定めています。その目的に資するため、「有償資金協

力勘定リスク管理委員会」を設置し、統合的リスク管理に関する重要事項を審議しています。

● 信用リスク

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化などにより資産（オフ・バランス含む）の価値が減少または消失し、損失を被るリスクです。有償資金協力の主たる業務である融資業務において、信用リスク管理は重要な位置を占めます。与信の大半を占める円借款に伴うソブリンリスク（外国政府・政府機関向け与信に伴うリスク）については、公的機関として相手国政府関係当局や国際通貨基金（IMF）・世界銀行などの国際機関あるいは地域開発金融機関、先進国の開発金融機関や民間金融機関との意見交換を通じて、融資先となる外国政府・政府機関や相手国の政治経済に関する情報を幅広く収集し、評価しています。海外投融資については、企業向け与信に伴うリスクを評価しています。

（ア） 信用格付

JICAは独自の信用格付制度を有しており、すべての与信先に対して信用格付を付与しています。信用格付は、個別与信の判断の参考とするほか、貸倒引当金の算出、信用リスク量の計測にも活用するなど、信用リスク管理の基礎を成すもので、債務者をソブリン債務者、非ソブリン債務者に分け、それぞれの信用格付体系を適用して格付を付与し、随時見直しも行っています。

（イ） 資産自己査定

資産自己査定は、金融機関が自ら保有する資産を、回収不能となる危険性、または価値の毀損に関する危険性の度合に応じて区分する取り組みです。信用リスク管理の手段であり、償却・引当の適時適切な実施のためにも必要です。JICAは一般の金融機関に適用される法律も参照しながら、内部規程などを整備して資産自己査定を実施するとともに、適切な牽制機能を維持するため、事業部門による第一次査定、審査部門による第二次査定を行う体制を取っています。

（ウ） 信用リスク計量

有償資金協力勘定では、前述の個別与信管理に加え、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量にも取り組んでいます。信用リスクの計量にあたっては、長期の貸出、開発途上国・新興国向けのソブリン融資が大半というローン・ポートフォリオの特徴、パリクラブなど国際的支援の枠組み（公的債権者固有の債権保全メカニズム）などを織り込んだ独自の信用リスク量の計測を行っています。

● 市場リスク

市場リスクとは、為替、金利などの変動により保有する資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスクです。

市場金利の変動により損失を被る金利リスクについては、長期にわたる固定金利融資によるリスクを負っていますが、政府出資金受入や利益剰余金積立による自己資本の備えなどにより、金利リスク吸収力を高めています。

また、ヘッジ目的に限定した金利スワップ取引を行い、金利変動による不利な影響の軽減に取り組ん

でいます。金利スワップ取引の取引相手先に関する市場性信用リスクについては、取引相手先ごとの取引時価と信用状態の把握に常時努めるとともに、必要に応じた担保徴求により、適切に管理しています。

外貨建て貸付や外貨返済型円借款などに伴い発生し得る為替リスクについては、外貨建て債務により資金調達しているほか、通貨スワップなどを利用して為替リスクの回避あるいは抑制を行っています。

また、海外投融資では、外貨建て出資を行っており、出資先の評価額は為替リスクにさらされています。この為替リスクについては、出資先所在国通貨の為替変動をモニタリングすることで管理しています。

● 流動性リスク

流動性リスクは、資金繰りリスクと市場流動性リスクを指します。資金繰りリスクとは、運用と調達期間のミスマッチや、予期せぬ回収遅延・支出増加により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクを意味します。市場流動性リスクとは、市場の混乱などにより市場で取引できなくなる、または通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクを意味します。

有償資金協力業務では、資金繰りの管理に加えて財政投融資資金借入、財投機関債発行などの多様な資金調達手段の確保により流動性リスクを回避しています。

● オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。JICAにおいて、事務に関わること、システムに関わること、内外の不正などにより生じるリスクをオペレーショナルリスクとしており、コンプライアンス推進の一環として管理しています。

安全対策

● 新たな安全対策宣言の策定

JICAは2016年7月1日にバングラデシュで発生した「ダッカ襲撃テロ事件」をきっかけとして、2017年11月に「安全対策宣言」を発表しました。国際協力に従事する関係者が、安全に渡航し、安全に事業を行い、安全に帰国できるよう、諸策に取り組む強い決意を内外に表明しました。2022年の田中明彦理事長の就任後、[安全対策宣言](#)を改めて策定し、JICA内外に発信しました。宣言では、「人命最優先」、「最適の安全対策」、「当事者意識」の3本柱を定めています。

● withコロナでの安全対策

新型コロナウイルス感染症に関し、医療・移送体制の確認を踏まえて渡航再開を進めてきました。2023年3月末時点の渡航再開国数は126カ国となっています。2022年12月には、新型コロナウイルス感染症を理由とした第三国への一般渡航に関する制限を原則として撤廃し、同感染症の発生状況を理由とした短期渡航者の渡航承認手続きも廃止しました。

また、新型コロナウイルスの世界的な流行の長期化などによる一般犯罪事案の増加・凶悪化を踏まえ、実際に起きた犯罪を基に、海外で活動する事業関係者へ向けて広く注意喚起を行いました。すべての海外拠点で安全対策連絡協議会を実施し、一時帰国中の留守宅の警備強化といったコロナ禍での治安上の安全対策強化について、合計30カ国956人へ具体的な注意喚起や指導を行いました（2023年度3月末時点）。

● 安全対策の一層の強化

世界的な新型コロナウイルス感染症の影響に加え、ウクライナ情勢などによる物価高騰などによって治安情勢の悪化が一層顕著となっている状況の下、前述の注意喚起や全海外拠点での安全対策連絡協議会のほかにも、犯罪事案の増加・凶悪化の傾向を考慮した安全対策に取り組んでいます。

総合的な情報収集・分析に基づく安全対策の適時適切な見直しと運用、一般犯罪・テロなどに対する注意喚起、JICA内外の関係者を対象とした安全対策研修（一部はオンラインセミナーとして実施）、本部24時間待機体制の維持・強化などを継続的に実施しました。そのほか、2022年度は、調達・派遣業務部などと共催したコンサルタント・大学などの事業関係者向け健康管理・安全対策セミナーや、犯罪事案が増加傾向にあったサブサハラ・アフリカ地域の拠点における講習会や海外協力隊員向け安全セミナーなども実施しました。

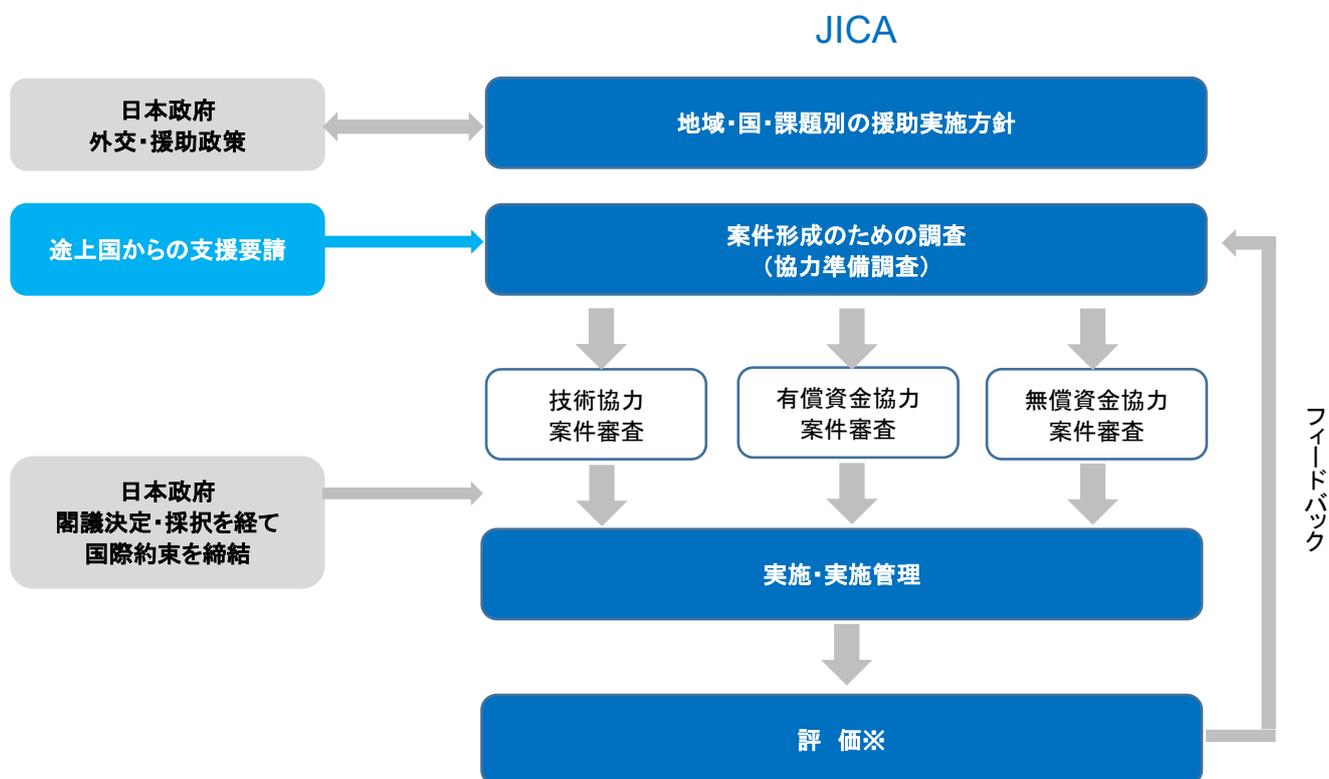
JICAでは「自らの安全は自らが守る」を基本に、事業関係者のセルフディフェンス能力の向上を図っており、その取り組みの一つが、『海外安全対策ハンドブック』の刊行です。セルフディフェンスの基本事項をこのハンドブックに集約し、事業関係者一人ひとりの安全意識の醸成、行動の変容、セルフディフェンスの実践をサポートしています。2022年3月には電子ブック版をリリースしたことで、ハンドブックへのアクセスが容易となり汎用性を高めました。

また、JICAとの直接の契約関係に基づいて派遣される事業関係者に対しては、渡航前のセルフディフェンス研修の受講を必須としています。法人との契約に基づいて派遣される関係者や、資金協力事業関係者に対してもオープンな研修を実技、座学それぞれ年12回実施しており、渡航前の受講を推奨しています。

JICA ウェブサイトー[安全対策](#)

9. 業績の適正な評価の前提情報

当法人が行う事業の主要なスキームの概観は下図のとおりです。また、各事業の PDCA (Plan-Do-Check-Action) サイクルを活用した事業評価を行うことにより、事業の更なる改善と国民への説明責任 (アカウンタビリティ) を十分に果たす仕組みを導入しています。



※当法人では、技術協力、有償資金協力、無償資金協力それぞれのプロジェクトのPDCA (Plan・Do・Check・Action) サイクルを活用した事業評価を行うことにより、事業の更なる改善と国民へのアカウンタビリティを十分に果たす仕組みを導入しています。

<https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/index.html>

10. 業務の成果と使用した資源との対比

(1) 自己評価

当法人の令和3年度における業務実績の自己評価及び主務大臣評価結果は、下表のとおりです。詳細については、当法人の業務実績等報告書をご参照ください。

令和3年度自己評価及び主務大臣評価結果並びに行政コスト

単位 百万円

項目		自己評価	主務大臣評価	行政コスト
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項				
日本の開発協力の重点課題		A	A	132,260
No.1	開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保	S	A	
No.2	開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進	S	S	
No.3	普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現	S	S	
No.4	地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築	A	A	
No.5	地域の重点取組	S	S	
No.6	民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献	A	A	3,783
No.7	多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大	S	A	12,983
No.8	事業実施基盤の強化	A	A	5,614
II. 業務運営の効率化に関する事項				
No.9	戦略的な事業運営のための組織基盤づくり	A	A	
No.10	業務運営の効率化・適正化	B	B	
III. 財務内容の改善に関する事項				
No.11	財務内容の改善	B	B	
IV. 安全対策に関する事項				
No.12	安全対策	A	A	
V. その他業務運営に関する重要事項				
No.13	効果的・効率的な開発協力の推進	A	A	
No.14	国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進	A	A	
No.15	開発協力の適正性の確保	A	A	
No.16	内部統制の強化	B	B	
No.17	人事に関する計画	A	A	

※年度評価の項目別評定における評定区分は以下のとおり。

S：当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

A：当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が120%以上、又は定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされている場合）。

B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の100%以上）。

C：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%以上100%未満）。

D：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。

（引用：独立行政法人の評価に関する指針（平成31年3月12日改定 総務大臣決定））

業務の業況

令和4年度の有償資金協力業務の実績は、円借款の融資に係る承諾件数が46件⁶、承諾額が23,239億円、海外投融資の出融資に係る承諾件数は21件、承諾額は1,267億円となりました。また、出融資に係る実行額は円借款が16,904億円、海外投融資が995億円となりました。

円借款、海外投融資を合わせた令和4年度の承諾状況を地域別にみると、アジア地域への承諾額は18,227億円で、地域別シェアは74.4%を占め最も多く、次いで中東地域が2,711億円、中南米地域が1,635億円、アフリカ地域が1,132億円、欧州地域が780億円、対象国が複数にまたぐ案件（表2では「その他」）が20億円、大洋州地域と国際機関向けの実績はありませんでした。

円借款、海外投融資を合わせた国別承諾額の上位5ヶ国は、インド5,805億円、フィリピン4,070億円、バングラデシュ3,445億円、インドネシア2,809億円、イラク1,200億円となりました。

円借款、海外投融資を合わせた部門別承諾比率をみると、運輸（64.8%）、プログラム型借款（16.5%）、電力・ガス（10.2%）、社会的サービス（3.8%）、農林・水産業（2.1%）、その他（1.8%）、灌漑・治水・干拓（0.8%）、鉱工業（0.1%）の順で承諾額が多くなっています。

また、円借款ではドル建て借款として、ペルー「固形廃棄物処理事業（フェーズ2）」、エルサルバドル「サンミゲル市バイパス建設事業（Ⅱ）」、ウズベキスタン「園芸作物バリューチェーン強化事業（フェーズ2）」の計3件を承諾し、海外投融資ではドル建て融資案件として、ラオス「モンスーン風力発電事業」、パレスチナ「中小零細事業者支援事業」、エクアドル「環境配慮型産業支援事業」など計13件を承諾しました。

⁶対ウクライナ円借款「緊急経済復興開発政策借款」に対する追加の資金供与は金額のみ計上し、件数には含みません。

表1 円借款、海外投融資を合わせた令和4年度 業務実績（単位：百万円）

承諾	2,450,567
実行	1,789,902
回収	750,799
残高	15,558,126

注：残高については債権管理上の実績であり、財務諸表上の金額とは計上方法が異なります。

表2 令和4年度 地域別・金融目的別承諾額（単位：百万円）

地域別	金融目的	円借款		海外投融資		合計	
		金額	件数	金額	件数	金額	件数
アジア		1,736,011	27	86,654	14	1,822,665	41
	東アジア	—	—	—	—	—	—
	東南アジア	791,138	12	48,427	7	839,565	19
	南アジア	917,868	14	29,514	5	947,382	19
	中央アジア・コーカサス	27,005	1	8,713	2	35,718	3
大洋州		—	—	—	—	—	—
中南米		142,669	5	20,856	3	163,524	8
	中米・カリブ	98,936	2	2,044	1	100,980	3
	南米	43,733	3	18,812	2	62,544	5
中東		254,000	6	17,139	2	271,139	8
欧州		78,000	1	—	—	78,000	1
アフリカ		113,208	7	—	—	113,208	7
国際機関等		—	—	—	—	—	—
その他		—	—	2,031	2	2,031	2
合計		2,323,888	46	126,680	21	2,450,567	67

(2) 主務大臣による過年度の総合評定の状況

当法人の主務大臣による過年度の総合評定の状況は、下表のとおりです。詳細については、当法人主務省による業務実績評価報告書をご参照ください。

第4期中期目標期間				
平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
B	A	A	A	A

※年度評価の総合評定における評定区分は以下のとおり。

S：当該法人の業績向上努力により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A：当該法人の業績向上努力により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

C：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

(引用：独立行政法人の評価に関する指針（平成31年3月12日改定 総務大臣決定）)

11. 予算と決算との対比

(単位：百万円)

区分	予算額	決算額	差額理由
収入			
事業益金	126,824	124,644	
雑収入	1,967	13,645	注1
計	128,791	138,290	
支出			
事業損金	107,712	70,498	注2
予備費	141	-	
計	107,853	70,498	

注1 出資先の株式売却収入があったこと等のため。

注2 不用額を生じたのは、委託民間団体等調査委託費及び委託金融機関等手数料が予定を下回ったことにより、業務委託費を要することが少なかったこと等のため。

詳細については、決算報告書をご参照ください。

12. 財務諸表

財務諸表の体系内の情報の流れを明示するため、表の間でつながりのある項目に「*」を付しており、繋がりのある項目同士で共通の番号としています。

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産		流動負債	
現金及び預金 (* 1)	302, 830	1年以内償還予定財政融資資金借入金	141, 879
貸付金	15, 125, 568	その他	74, 287
貸倒引当金 (△)	△ 240, 443	固定負債	
その他	84, 993	債券	1, 204, 619
固定資産		財政融資資金借入金	3, 828, 725
有形固定資産	9, 137	その他	9, 447
無形固定資産	9, 227	負債合計	5, 258, 958
投資その他の資産		純資産の部 (* 2)	
<small>破産債権、再生債権、更生債権 その他これらに準ずる債権</small>	87, 063	資本金	
貸倒引当金 (△)	△ 87, 063	政府出資金	8, 296, 278
その他	181, 903	利益剰余金	
		準備金	1, 855, 344
		その他	54, 348
		評価・換算差額等	8, 288
		純資産合計	10, 214, 257
資産合計	15, 473, 216	負債純資産合計	15, 473, 216

(2) 行政コスト計算書

(単位：百万円)

	金額
損益計算書上の費用	112, 828
経常費用 (* 3)	112, 819
臨時損失 (* 4)	9
行政コスト合計	112, 828

(3) 損益計算書

(単位：百万円)

	金額
経常費用（*3）	112,819
有償資金協力業務関係費	112,819
債券利息	20,260
借入金利息	16,902
金利スワップ支払利息	6,350
業務委託費	21,899
金融派生商品費用	9,525
物件費	14,294
その他	23,588
経常収益	167,170
有償資金協力業務収入	161,290
貸付金利息	127,304
受取配当金	9,127
その他	24,859
その他	5,881
臨時損失（*4）	9
臨時利益	5
当期総利益（*5）	54,348

(4) 純資産変動計算書

(単位：百万円)

	資本金	利益剰余金	評価・換算 差額等	純資産合計
当期首残高	8,249,188	1,855,344	4,753	10,109,285
当期変動額	47,090	54,348	3,534	104,972
当期総利益（*5）	-	54,348	-	54,348
その他	47,090	-	3,534	50,624
当期末残高（*2）	8,296,278	1,909,692	8,288	10,214,257

(5) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	金額
業務活動によるキャッシュ・フロー	98,438
貸付による支出	△ 1,773,766
財政融資資金借入金の返済による支出	△ 96,878
貸付金の回収による収入	733,265
財政融資資金借入による収入	1,024,700
貸付金利息収入	115,517
その他収入・支出	95,599
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 429
財務活動によるキャッシュ・フロー	46,988
資金に係る換算差額	△ 1,025
資金増加額（又は△減少額）	143,972
資金期首残高	158,858
資金期末残高（*6）	302,830

(参考) 資金期末残高と現金及び預金との関係

(単位：百万円)

	金額
資金期末残高（*6）	302,830
現金及び預金（*1）	302,830

詳細については、財務諸表をご参照ください。

13. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報

(1) 貸借対照表

(資産)

令和4年度末現在の資産合計は15,473,216百万円と、前年度末比1,232,006百万円増となっております。これは、貸付金の増加1,072,421百万円が主な要因です。

(負債)

令和4年度末現在の負債合計は5,258,958百万円と、前年度末比1,127,034百万円増となっております。これは、財政融資資金借入金の増加927,822百万円が主な要因です。

(2) 行政コスト計算書

令和4年度の行政コストは112,828百万円であり、主な内訳は有償資金協力業務関係費112,819百万円です。

(3) 損益計算書

(経常費用)

令和4年度の経常費用は112,819百万円と、前年度比16,727百万円減となっております。これは、貸倒引当金繰入が前年度比37,633百万円減、債券利息が前年度比11,829百万円増となったことが主な要因です。

(経常収益)

令和4年度の経常収益は167,170百万円と、前年度比14,757百万円増となっております。これは、貸付金利息が前年度比8,759百万円増となったことが主な要因です。

(当期総損益)

上記経常損益の状況に加えて臨時損益として、固定資産除却損等9百万円、固定資産売却益5百万円を計上した結果、令和4年度の当期総利益は54,348百万円と、前年度比31,537百万円増となっております。

(4) 純資産変動計算書

令和4年度末の純資産は10,214,257百万円と、前年度末比104,972百万円増となっております。これは、政府出資金47,090百万円の受入及び当期総利益54,348百万円の計上が主な要因です。

(5) キャッシュ・フロー計算書

(業務活動によるキャッシュ・フロー)

令和4年度の業務活動によるキャッシュ・フローは98,438百万円と、前年度比191,366百万円増となっております。これは、財政融資資金借入による収入が前年度比500,600百万円増、貸

付による支出が前年度比 412,721 百万円増となったことが主な要因です。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

令和 4 年度の投資活動によるキャッシュ・フローは△429 百万円と、前年度比 17,281 百万円増となっております。これは、金銭の信託の増加による支出が前年度比 8,533 百万円減、金銭の信託の減少による収入 8,812 百万円増が主な要因です。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

令和 4 年度の財務活動によるキャッシュ・フローは 46,988 百万円と、前年度比 38 百万円増となっております。これは、政府出資の受入による収入が前年度比 70 百万円増となったことが主な要因です。

14. 内部統制の運用に関する情報

内部統制の実施状況（内部統制強化に貢献した主要な取組、内部統制に関連する規程等の改正状況、内部統制関連委員会の開催状況）をモニタリングするとともに、内部統制上の重要課題を明確化し、理事会に対して報告しています。加えて、内部統制をテーマとした研修を実施し、全役職員等の内部統制に係る一層の理解の促進及び意識の向上を図っています。

15. 法人の基本情報

(1) 沿革

昭和 49 年 8 月 国際協力事業団として設立

平成 15 年 10 月 独立行政法人国際協力機構として設立

平成 20 年 10 月 旧国際協力銀行（JBIC）の海外経済協力業務及び外務省の無償資金協力業務（外交政策の遂行上の必要から外務省が引き続き直接実施するものを除く）を承継

(2) 設立根拠法

独立行政法人国際協力機構法(平成 14 年 12 月 6 日法律第 136 号)

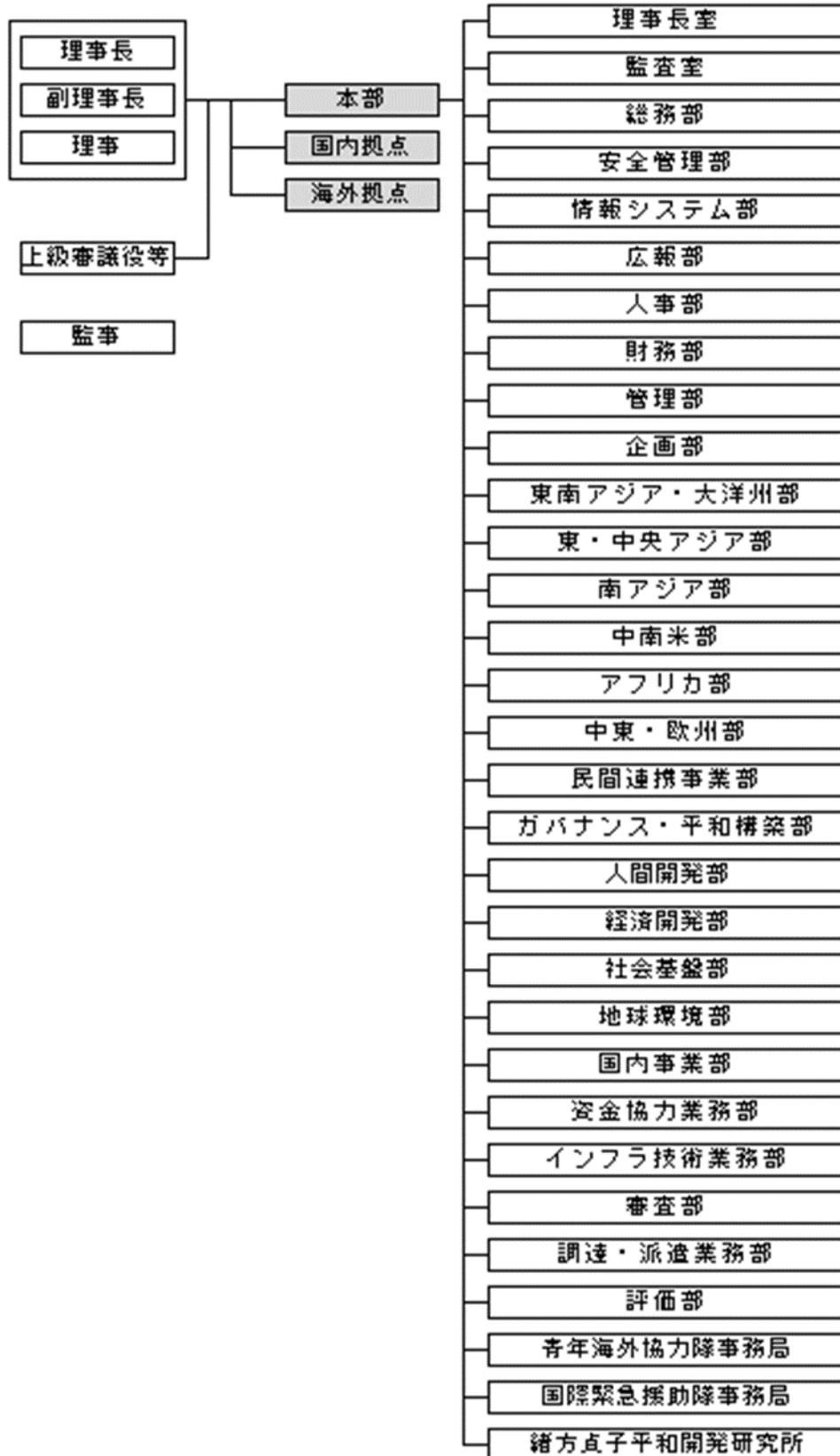
(3) 主務大臣

外務大臣

財務大臣（管理業務のうち有償資金協力業務に係る財務及び会計に関する事項）

農林水産大臣（開発投融资事業のうち農林業の開発に係るものに関する事項）

(4) 組織図（令和5年3月31日現在）



(5) 事務所の所在地（令和5年3月31日現在）

本部（麹町）：東京都千代田区二番町 5-25 二番町センタービル

本部（竹橋）：東京都千代田区大手町 1-4-1 竹橋合同ビル

本部（市ヶ谷）：東京都新宿区市谷本村町 10-5

北海道センター（札幌）：北海道札幌市白石区本通 16 南 4-25

北海道センター（帯広）：北海道帯広市西 20 条南 6-1-2

東北センター：宮城県仙台市青葉区一番町 4-6-1 仙台第一生命タワービル 20 階

筑波センター：茨城県つくば市高野台 3-6

東京センター：東京都渋谷区西原 2-49-5

横浜センター：神奈川県横浜市中区新港 2-3-1

北陸センター：石川県金沢市本町 1-5-2 リファール(オフィス棟)4 階

中部センター：愛知県名古屋市中村区平池町 4-60-7

関西センター：兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通 1-5-2

中国センター：広島県東広島市鏡山 3-3-1

四国センター：香川県高松市鍛冶屋町 3 番地 香川三友ビル 1 階

九州センター：福岡県北九州市八幡東区平野 2-2-1

沖縄センター：沖縄県浦添市字前田 1143-1

二本松青年海外協力隊訓練所：福島県二本松市永田字長坂 4-2

駒ヶ根青年海外協力隊訓練所：長野県駒ヶ根市赤穂 15

インドネシア事務所：インドネシア ジャカルタ

マレーシア事務所：マレーシア クアラルンプール

フィリピン事務所：フィリピン マニラ

タイ事務所：タイ バンコク

カンボジア事務所：カンボジア プノンペン

ラオス事務所：ラオス ビエンチャン

東ティモール事務所：東ティモール デイリ

ベトナム事務所：ベトナム ハノイ

ミャンマー事務所：ミャンマー ヤンゴン

中華人民共和国事務所：中華人民共和国 北京

モンゴル事務所：モンゴル ウランバートル

ブータン事務所：ブータン ティンプー

バングラデシュ事務所：バングラデシュ ダッカ

インド事務所：インド ニューデリー

ネパール事務所：ネパール カトマンズ

パキスタン事務所：パキスタン イスラマバード

スリランカ事務所：スリランカ コロンボ

アフガニスタン事務所：アフガニスタン カブール

キルギス事務所：キルギス ビシュケク

タジキスタン事務所：タジキスタン ドウシャンベ
ウズベキスタン事務所：ウズベキスタン タシケント
フィジー事務所：フィジー スバ
パプアニューギニア事務所：パプアニューギニア ポートモレスビー
パラオ事務所：パラオ コロール
キューバ事務所：キューバ ハバナ
ドミニカ共和国事務所：ドミニカ共和国 サントドミンゴ
エルサルバドル事務所：エルサルバドル サンサルバドル
グアテマラ事務所：グアテマラ グアテマラ・シティ
ホンジュラス事務所：ホンジュラス テグシガルパ
メキシコ事務所：メキシコ メキシコ
ニカラグア事務所：ニカラグア マナグア
パナマ事務所：パナマ パナマ
セントルシア事務所：セントルシア グロス・イスレット
ボリビア事務所：ボリビア ラパス
ブラジル事務所：ブラジル サンパウロ
エクアドル事務所：エクアドル キト
パラグアイ事務所：パラグアイ アスンシオン
ペルー事務所：ペルー リマ
アメリカ合衆国事務所：アメリカ合衆国 ワシントン
イラン事務所：イラン テヘラン
イラク事務所：イラク バグダッド
パレスチナ事務所：パレスチナ ラマツラ
ヨルダン事務所：ヨルダン アンマン
シリア事務所：シリア ダマスカス
エジプト事務所：エジプト カイロ
モロッコ事務所：モロッコ ラバト
チュニジア事務所：チュニジア チュニス
スーダン事務所：スーダン ハルツーム
エチオピア事務所：エチオピア アディスアベバ
ガーナ事務所：ガーナ アクラ
ケニア事務所：ケニア ナイロビ
マラウイ事務所：マラウイ リロングウェ
ナイジェリア事務所：ナイジェリア アブジャ
南アフリカ共和国事務所：南アフリカ共和国 プレトリア
ウガンダ事務所：ウガンダ カンパラ
タンザニア事務所：タンザニア ダルエスサラーム
ザンビア事務所：ザンビア ルサカ

アンゴラ事務所：アンゴラ ルアンダ
ブルキナファソ事務所：ブルキナファソ ワガドゥグー
カメルーン事務所：カメルーン ヤウンデ
コートジボワール事務所：コートジボワール アビジャン
マダガスカル事務所：マダガスカル アンタナナリボ
モザンビーク事務所：モザンビーク マプト
ルワンダ事務所：ルワンダ キガリ
セネガル事務所：セネガル ダカール
コンゴ民主共和国事務所：コンゴ民主共和国 キンシャサ
南スーダン事務所：南スーダン ジュバ
ジブチ事務所：ジブチ ジブチ
トルコ事務所：トルコ アンカラ
バルカン事務所：セルビア ベオグラード
フランス事務所：フランス パリ

(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の情報

当法人の主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等は、別添のとおりです。

(7) 主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
資産	12,630,929	12,825,464	13,603,826	14,241,210	15,473,216
負債	2,887,600	2,910,185	3,572,931	4,131,924	5,258,958
純資産	9,743,329	9,915,279	10,030,895	10,109,285	10,214,257
行政コスト	-	86,845	101,064	129,605	112,828
経常費用	89,945	86,837	101,060	129,546	112,819
経常収益	167,721	182,486	134,070	152,414	167,170
当期総利益	77,771	95,645	33,008	22,811	54,348

(8) 翌年度に係る予算、収支計画及び資金計画

① 予算

(単位：百万円)

区別	合計
収入	
事業益金	141,108
雑収入	11,769
計	152,877
支出	
事業損金	145,740
予備費	141
計	145,881

② 収支計画

(単位：百万円)

区別	合計
収入	
事業益金	
事業益金	141,108
貸付金利息	132,689
配当金収入	8,419
雑収入	11,769
運用収入	
運用収入	309
雑収入	11,459
労働保険料被保険者負担金	23
雑収入	11,436
収入合計	152,877
支出	
事業損金	145,740
役員給	51
職員基本給	2,198
職員諸手当	1,990
超過勤務手当	182
休職者給与	87
退職手当	396
諸支出金	865
旅費	1,524
業務諸費	18,166
交際費	1
税金	121
業務委託費	38,044
支払利息	80,933
債券発行諸費	1,183
予備費	141
支出合計	145,881

③ 資金計画

(単位：百万円)

支出		収入	
区分	金額	区分	金額
貸付金	1,887,400	前期末現金預け金	89,388
出資金	6,600	一般会計出資金	47,840
民間借入金償還	339,600	民間借入金	339,600
財政融資資金借入金償還	141,879	財政融資資金借入金	1,043,100
債券償還金	30,000	国際協力機構債券	305,500
固定資産取得費	6,945	貸付回収金	710,043
事業損金	145,740	事業益金	141,108
その他支出	3,639	雑収入	11,769
予備費	141	その他収入	4,744
期末現金預け金	131,148		
合計	2,693,092	合計	2,693,092

16. 参考情報

(1) 要約した財務諸表の科目の説明

① 貸借対照表

貸付金：有償資金協力業務の貸付金

貸倒引当金：貸付金等に係る引当金

有形固定資産：土地、建物、機械装置、車両、工具等独立行政法人が長期にわたって使用または利用する有形の固定資産

無形固定資産：有形固定資産、投資その他の資産以外の長期資産で、商標権、ソフトウェア等具体的な形態を持たない無形固定資産

投資その他の資産：投資有価証券、関係会社株式、金銭の信託、破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権、差入保証金等

債券：事業資金調達のため発行する債券

財政融資資金借入金：財政融資資金からの借入金

政府出資金：国からの出資金であり、独立行政法人の財産的基礎を構成するもの

準備金：有償資金協力勘定の利益にかかる積立金

評価・換算差額等：ヘッジ会計、投資有価証券の評価等により発生する評価差額金

② 行政コスト計算書

損益計算書上の費用：損益計算書における経常費用、臨時損失

行政コスト：独立行政法人のアウトプットを産み出すために使用したフルコストの性格を有するとともに、独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格を有するもの

③ 損益計算書

有償資金協力業務関係費：有償資金協力業務に要した費用

有償資金協力業務収入：有償資金協力業務の貸付金の利息の受入等

臨時損失：固定資産の除却損等

臨時利益：固定資産の売却益等

④ 純資産変動計算書

当期末残高：貸借対照表の純資産の部に記載されている残高

⑤ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー：独立行政法人の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、サービスの購入等による支出、人件費支出等が該当

投資活動によるキャッシュ・フロー：将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産や有価証券の取得・売却等による収入・支出が該当

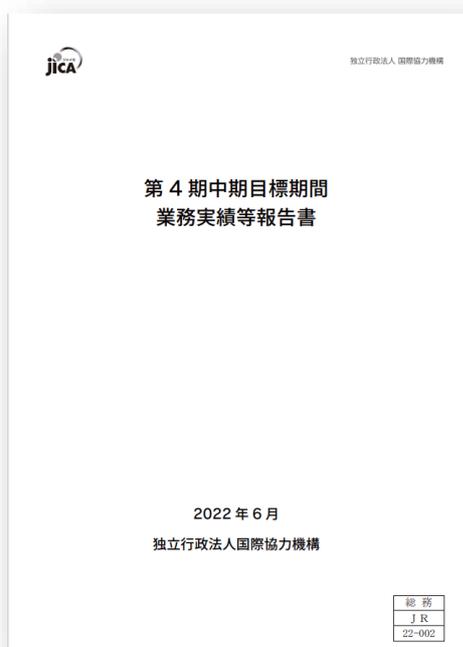
財務活動によるキャッシュ・フロー：リース債務の返済による支出、政府出資の受入による収入が該当

資金に係る換算差額：外貨建て取引を円換算した場合の差額

(2) その他公表資料との関係の説明

事業報告書に関連する報告書等として、以下の報告書等を作成しています。

- i 業務実績等報告書 (<https://www.jica.go.jp/disc/jisseki/index.html>)



こちらのQRコードからもご確認いただけます。



ii 国際協力機構年次報告書 (<https://www.jica.go.jp/about/report/>)



こちらのQRコードからもご確認いただけます。

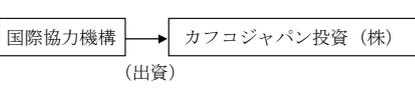


iii サステナビリティ・レポート (<https://www.jica.go.jp/environment/index.html>)



こちらのQRコードからもご確認いただけます。



事項	法人種別・名称 (独立行政法人会計基準第120第2項(2)に該当する関連会社)	(独立行政法人会計基準第120第2項(2)に該当する関連会社)
	カフコジャパン投資株式会社 法人番号8010001014164	Karnaphuli Fertilizer Company Limited 法人番号 -
業務概要	バングラデシュ人民共和国チッタゴン市における尿素及びアンモニア製造	バングラデシュ人民共和国チッタゴン市における尿素及びアンモニア製造
役員氏名	役員数9名 代表取締役社長 中川 寛 代表取締役副社長 小田島 健 (国際協力機構 東南アジア・大洋州部次長、退職出向) 監査役 上野 和彦 (国際協力機構 管理部参事役、退職出向)	-
関連会社と当機構の取引の関連図		
資産	10,173,692,550円	-
負債	69,545,156円	-
資本金	5,023,900,000円	-
利益剰余金	5,080,247,394円	-
営業収入	5,554,575,494円	-
経常損益	5,432,608,254円	-
当期損益	4,849,507,455円	-
当期末処分利益(当期末処理損失)	4,859,195,794円	-
当機構が保有する当該会社の株式数、取得価額、貸借対照表計上額等	<ul style="list-style-type: none"> ・株式数：46,606株 ・取得価額：2,436,204,983円 ・貸借対照表計上額：2,646,325,654円(前年度末からの増加額208,998,588円) ・根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号ロ ・法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。 ・出資目的：尿素及びアンモニア製造事業資金 ・当初出資年月日：1990年7月27日 	-
債権・債務の明細	該当なし	-
債務保証の明細	該当なし	-
総売上高と当機構の発注等に係る金額・割合(競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額・割合)	該当なし	-

(注) 上記金額は令和3年9月1日～令和4年8月31日までの期間の金額である。

事項	法人種別・名称 (独立行政法人会計基準第120第2項 (2) に該当する関連会社)	(独立行政法人会計基準第120第2項 (2) に該当する関連会社)
事項	日本アマゾンアルミニウム株式会社 法人番号5010001061754	サウディ石油化学株式会社 法人番号2010001017924
業務概要	ブラジル連邦共和国パラ州におけるアルミナ生産及びアルミ製錬	サウジアラビア王国東部州アルジュベール工業地帯におけるエチレングリコール等石油化学製品の製造・販売
役員氏名	役員数14名 代表取締役社長 小林 健二 監査役 齊藤 顕生 (国際協力機構 北海道センター所長、休職出向)	役員数16名 代表取締役社長 萩原 剛 常務取締役 佐藤 恭仁彦 (国際協力機構 関西センター所長、休職出向)
関連会社と当機構の取引の関連図	国際協力機構 → 日本アマゾンアルミニウム (株) (出資)	国際協力機構 → サウディ石油化学 (株) (出資)
資産	55,641,150,038円	87,245,835,083円
負債	464,510,949円	21,607,933,704円
資本金	53,314,532,130円	14,200,000,000円
利益剰余金	1,562,534,920円	51,437,901,379円
営業収入	1,612,820,683円	21,751,854,444円
経常損益	887,081,173円	20,538,203,824円
当期損益	885,871,173円	18,532,770,471円
当期末処分利益 (当期末処理損失)	1,341,393,320円	29,387,901,379円
当機構が保有する当該会社の株式数、取得価額、貸借対照表計上額等	<ul style="list-style-type: none"> 株式数：496,652,800株 取得価額：25,066,535,300円 貸借対照表計上額：24,783,787,671円 (前年度末からの増加額532,467,605円) 根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号ロ 法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。 出資目的：アルミナ及びアルミ製錬事業資金 当初出資年月日：1978年8月29日 	<ul style="list-style-type: none"> 株式数：2,107,500株 取得価額：7,269,880,619円 貸借対照表計上額：21,509,078,724円 (前年度末からの増加額27,000,663円) 根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号ロ 法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。 出資目的：エチレングリコール等石油化学製品の製造事業資金 当初出資年月日：1981年6月17日
債権・債務の明細	該当なし	該当なし
債務保証の明細	該当なし	該当なし
総売上高と当機構の発注等に係る金額・割合 (競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額・割合)	該当なし	該当なし

(注) 上記金額は令和4年1月1日～令和4年12月31日までの期間の金額である。

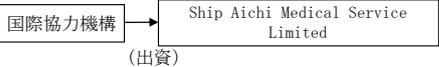
(注) 上記金額は令和4年1月1日～令和4年12月31日までの期間の金額である。

事項	法人種別・名称 (独立行政法人会計基準第120第2項 (2) に該当する関連会社)	(独立行政法人会計基準第120第2項 (2) に該当する関連会社)
事項	Eastern Petrochemical Company 法人番号 -	スマトラパルプ株式会社 法人番号5010001020529
業務概要	サウジアラビア王国東部州アルジュバル工業地帯におけるエチレンジオキソール等石油化学製品の製造・販売	インドネシア共和国南スマトラ州ムアラエニム県におけるアカシアマンギウム植林木の原料とするパルプ工場の建設、パルプの生産・販売
役員氏名	-	役員数6名 代表取締役社長 守安 裕之 代表取締役副社長 上野 和彦 (国際協力機構 管理部参事役、退職出向) 監査役 若林 仁 (国際協力機構 民間連携事業部審議役、兼職)
関連会社と当機構の取引の関連図	<pre> graph TD A[国際協力機構] -- (出資) --> B[サウディ石油化学(株)] B -- (出資) --> C[Eastern Petrochemical Company] </pre>	<pre> graph TD A[国際協力機構] -- (出資) --> B[スマトラパルプ(株)] </pre>
資産	-	13,131,525円
負債	-	837,818,299円
資本金	-	100,000,000円
利益剰余金	-	△924,686,774円
営業収入	-	75,751,950円
経常損益	-	△20,909,732円
当期損益	-	△21,089,732円
当期末処分利益 (当期末処理損失)	-	△924,686,774円
当機構が保有する当該会社の株式数、取得価額、貸借対照表計上額等	-	<ul style="list-style-type: none"> ・株式数：114,032株 ・取得価額：2,758,289,455円 ・貸借対照表計上額：1円 (前年度末からの増減なし) ・根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号ロ ・法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。 ・出資目的：パルプ生産事業資金 ・当初出資年月日：1995年4月21日
債権・債務の明細	-	該当なし
債務保証の明細	-	該当なし
総売上高と当機構の発注等に係る金額・割合 (競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額・割合)	-	該当なし

(注) 上記金額は令和3年4月1日～令和4年3月31日までの期間の金額である。

事項	法人種別・名称 (独立行政法人会計基準第120第2項 (2) に該当する関連会社)	(独立行政法人会計基準第120第2項 (2) に該当する関連会社)
	日本・サウジアラビアメタノール株式会社 法人番号6010401022677	JSMC PANAMA S. A. 法人番号 -
業務概要	サウジアラビア王国東部州アルジュベール工業地帯におけるメタノールの製造	メタノール輸送事業
役員氏名	役員数12名 代表取締役社長 徳田 伸一 常務取締役総務部長 丸岡 秀行 (国際協力機構 インフラ技術業務部審議役、退職出向) 常勤監査役 藤田 安男 (国際協力機構 研究所副所長、退職出向)	-
関連会社と当機構の取引の関連図	<pre> graph LR A[国際協力機構] -- (出資) --> B[日本・サウジアラビアメタノール (株)] </pre>	<pre> graph TD A[国際協力機構] -- (出資) --> B[日本・サウジアラビアメタノール (株)] B -- (出資) --> C[JSMC PANAMA S. A.] </pre>
資産	151,769,939,298円	-
負債	74,255,639,923円	-
資本金	2,310,000,000円	-
利益剰余金	75,485,888,375円	-
営業収入	64,852,024,417円	-
経常損益	3,731,776,361円	-
当期損益	2,651,263,304円	-
当期末処分利益 (当期末処理損失)	72,756,877,667円	-
当機構が保有する当該会社の株式数、取得価額、貸借対照表計上額等	<ul style="list-style-type: none"> ・株式数：1,386,000株 ・取得価額：7,149,297,104円 ・貸借対照表計上額：23,489,181,628円 (前年度末からの増加額803,413,122円) ・根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号ロ ・法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。 ・出資目的：メタノール製造事業資金 ・当初出資年月日：1979年12月17日 	-
債権・債務の明細	該当なし	-
債務保証の明細	該当なし	-
総売上高と当機構の発注等に係る金額・割合 (競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額・割合)	該当なし	-

(注) 上記金額は令和4年1月1日～令和4年12月31日までの期間の金額である。

事項	法人種別・名称 (独立行政法人会計基準第120第2項 (2) に該当する関連会社)	(独立行政法人会計基準第120第2項 (2) に該当する関連会社)
	JAPAN ASEAN Women Empowerment Fund 法人番号 -	Ship Aichi Medical Service Limited 法人番号 -
業務概要	ASEAN諸国等アジア地域における女性のエンパワーメントを支援するマイクロファイナンス機関向け投融資	バングラデシュ人民共和国ダッカ市における民間総合病院の設立・運営
役員氏名	役員数3名 Chairperson Peter Fanconi Director Christophe Grünig Director Tetsuro Uemae	役員数9名 Executive Chairman Dr. Moazzem Hossain Director 市口 知英 (国際協力機構 バングラデシュ事務所長、兼職)
関連会社と当機構の取引の関連図		
資産	34,638,858,138円	5,738,353,076円
負債	2,781,550,138円	2,171,287,232円
資本金	31,857,308,000円	4,249,223,550円
利益剰余金	0円	△682,157,706円
営業収入	1,922,203,975円	359,619,702円
経常損益	1,169,856,191円	△95,496,607円
当期損益	1,169,856,191円	△96,123,242円
当期末処分利益 (当期末処理損失)	0円	△682,157,706円
当機構が保有する当該会社の株式数、取得価額、貸借対照表計上額等	<ul style="list-style-type: none"> ・株式数：6,000株 ・取得価額：6,454,158,320円 ・貸借対照表計上額：7,931,280,000円 (前年度末からの増加額615,960,000円) ・根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号ロ ・法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。 ・出資目的：ファンド投資資金 ・当初出資年月日：2016年10月21日 	<ul style="list-style-type: none"> ・株式数：560,000株 ・取得価額：748,809,600円 ・貸借対照表計上額：588,728,815円 (前年度末からの減少額107,938,093円) ・根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号ロ ・法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。 ・出資目的：民間総合病院設立・運営事業資金 ・当初出資年月日：2019年5月22日
債権・債務の明細	該当なし	該当なし
債務保証の明細	該当なし	該当なし
総売上高と当機構の発注等に係る金額・割合 (競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額・割合)	該当なし	該当なし

(注) 上記金額は令和4年1月1日～令和4年12月31日までの期間の金額である。

(注) 上記金額は令和3年7月1日～令和4年6月30日までの期間の金額である。

法人種別・名称	(関連公益法人等)		
事項	特定非営利活動法人太陽の船復原研究所 法人番号：8011105003937		
業務概要	(1)文化財保存・修復事業 (2)文化財に関する調査研究事業 (3)文化財に関する情報収集・提供事業		
役員氏名	役員数 11名 理事 吉村 作治		
関連公益法人等と当機構の取引の関連図	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(独)国際協力機構</div> <div style="margin: 0 10px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(特非)太陽の船復原研究所</div> </div> <p style="text-align: center;">(業務委託)</p>		
資産	19,854,271 円		
負債	17,474,852 円		
(正味財産増減計算書)			
正味財産期首残高	-		
当期正味財産増減額			
一般正味財産の部			
○収益	○収益		
・受取補助金等	・受取補助金等	-	
・その他の収益	・その他の収益	-	
○費用	○費用	-	
指定正味財産増減の部			
○収益	○収益		
・受取補助金等	・受取補助金等	-	
・その他の収益	・その他の収益	-	
○費用	○費用	-	
正味財産期末残高	2,379,419 円		
(活動計算書)			
正味財産期首残高	11,258,072 円		
当期収入合計額	57,012,657 円		
当期支出合計額	65,891,310 円		
当期収支差額	△ 8,878,653 円		
関連公益法人等の基本財産に対する出えん、提出、寄附等の明細 運営費、事業費等に充てるため負担した会費、負担金等の明細	該当なし		
関連公益法人に対する債権・債務の明細	未払金：9,094,423 円	未収入金：該当なし	
債務保証の明細	該当なし		
事業収入と当機構の発注等に 係る金額・割合 (競争契約、企画競争・公募 及び競争性のない随意契約の 金額等・割合)	総事業収入	56,850,407 円	
	(うち当機構取引額	42,445,922 円	74.7 %)
	競争契約	(0 円	0.0 %)
	企画競争・公募	(0 円	0.0 %)
	競争性のない随意契約	(42,445,922 円	100.0 %)
	その他	(0 円	0.0 %)

(注) 1 「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」(平成23年法律第70号)により活動計画書を作成している。

2 上記金額は令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間の金額である。